

豊中市災害対策本部条例

・公布 昭和39年8月1日 条例29号

・沿革 平成12年3月31日 条例32号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、豊中市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属員を指揮監督する。

2 災害対策本部副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受けて、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、災害対策本部長の命を受けて事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

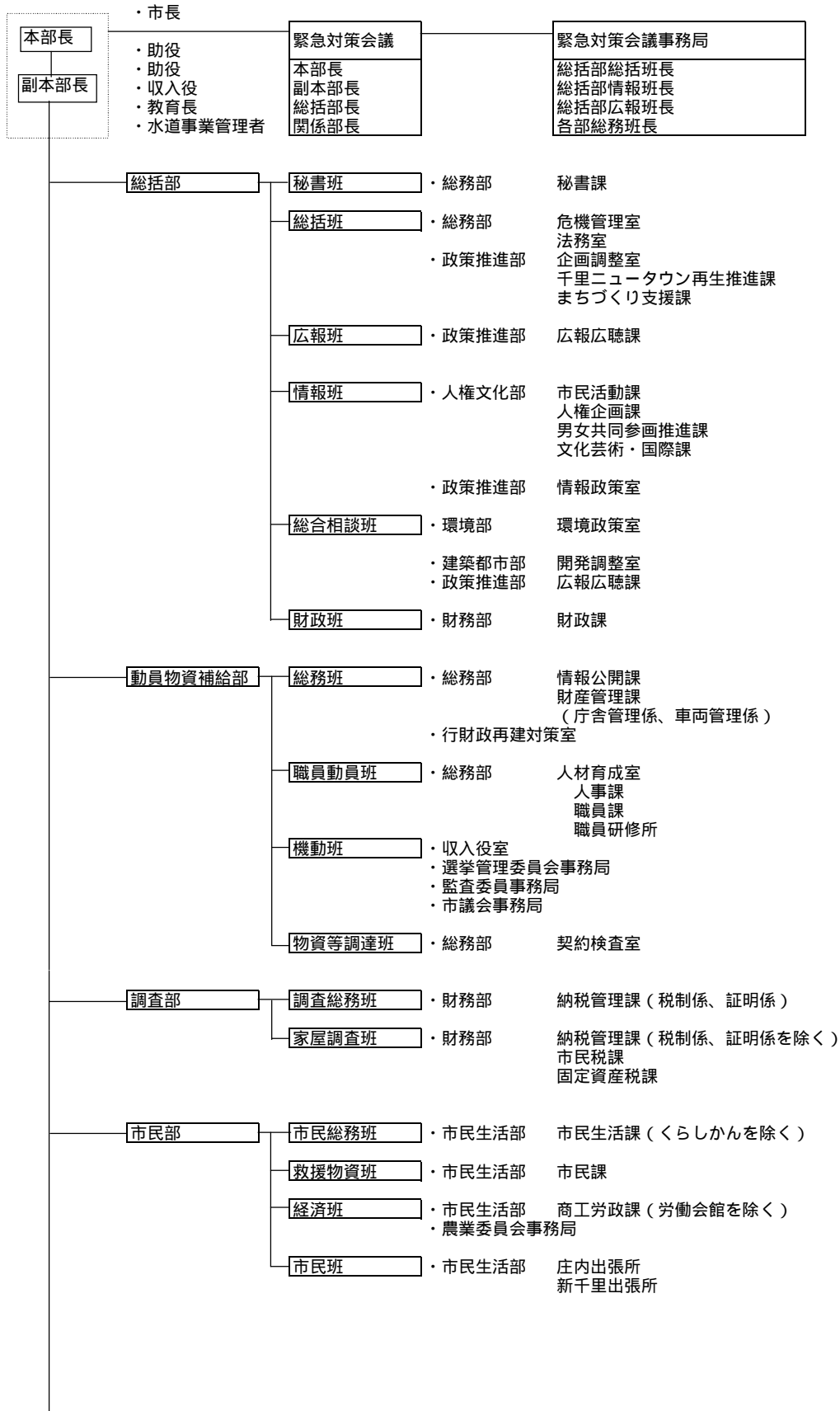
(委任規定)

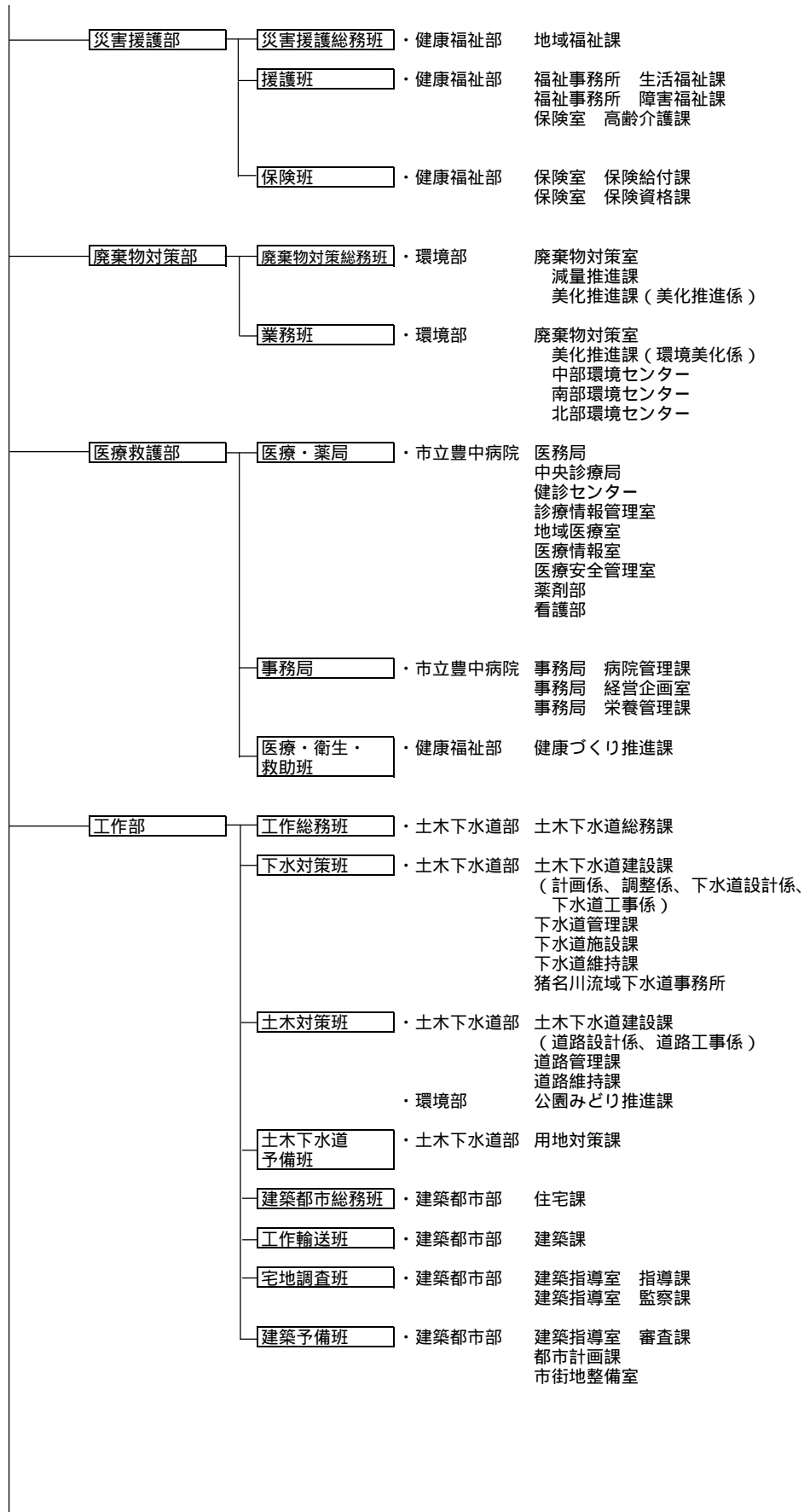
第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

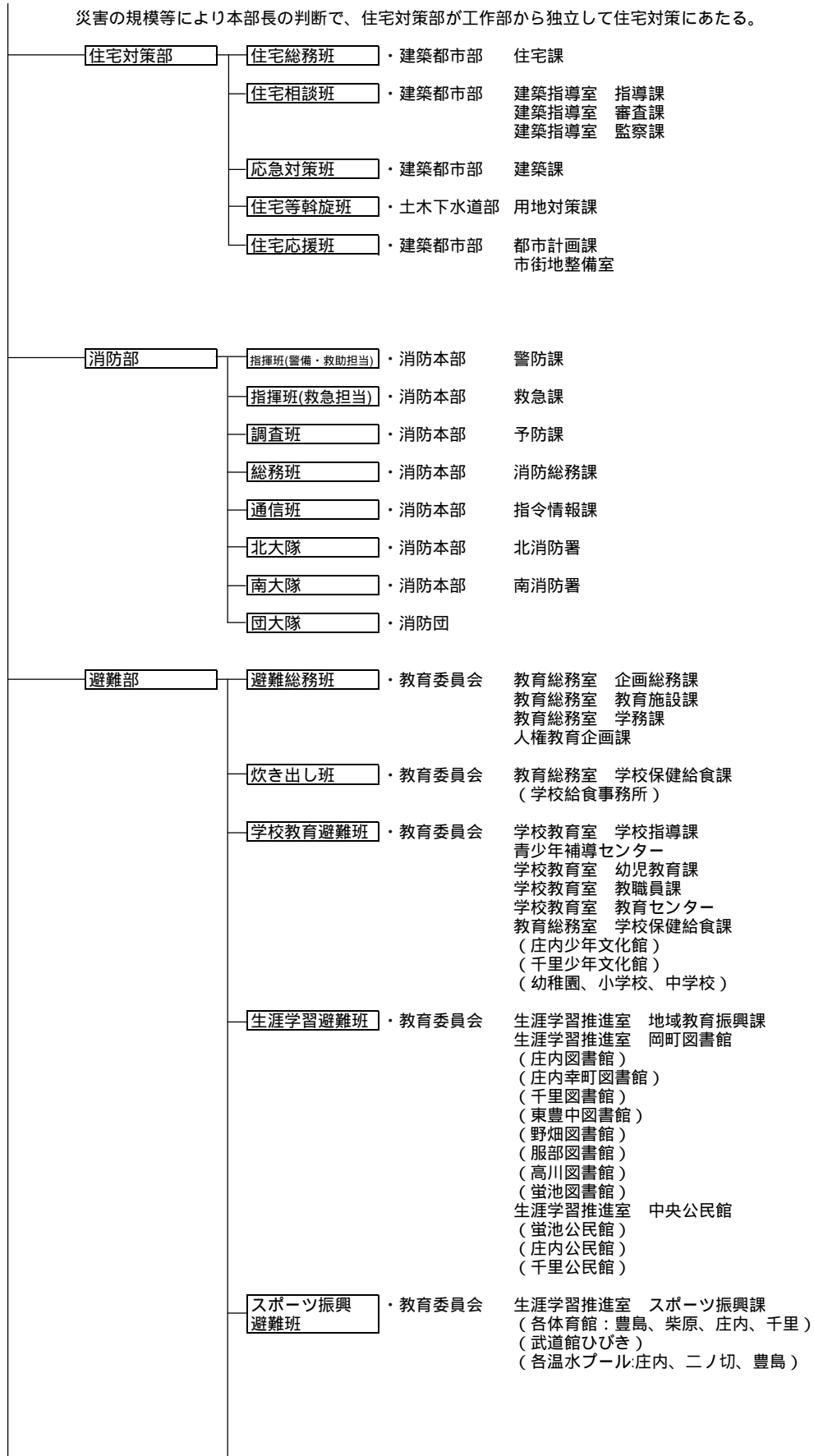
この条例の施行期日は、市規則で定める。

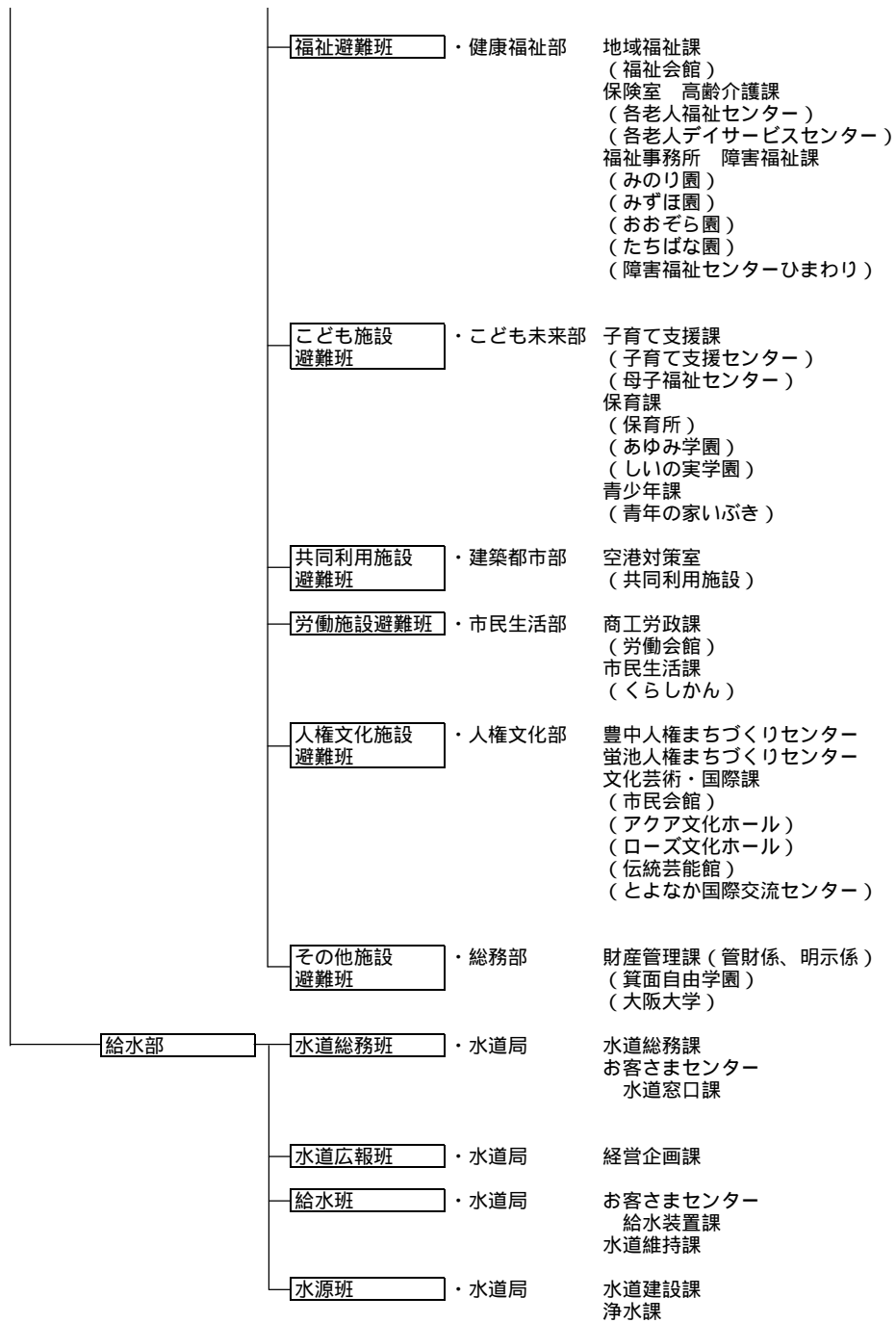
豊中市災害対策本部機構図





災害の規模等により本部長の判断で、住宅対策部が工作部から独立して住宅対策にあたる。





資料：地震応急 - 3

機 構	担 当 部 局 (部 長 副 部 長)	班 の 名 称 (班 長)	担 当 課	事 務 分 掌
動 員 物 資 補 給 部	総務部 市議会事務局 収入役室 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局 行財政再建対策 室 総務部長 市議会事務局長 行財政再建対 策監	総務班 (総務部次長兼財 産管理課長)	行財政再建対策 室 情報公開課 財産管理課 (庁舎管理係) (車両管理係)	1. 動員物資補給部内各班との連絡調整及び本部 との連絡に関する事 2. 総務部内施設の被害調査、応急対策、災害復 旧計画のとりまとめ及び報告に関する事 3. 庁舎の管理に関する事 4. 災害対策本部の施設及び設備に関する事 5. 庁舎内の仮設電話の設置に関する事 6. 庁舎の電話交換に関する事 7. 人員・輸送車両の確保・運用に関する事 8. 輸送需要の把握に関する事 9. 市有財産の被害状況のとりまとめに関する事 10. 24時間対応体制職員の仮眠場所の確保及び給食支 給に関する事
		職員動員班 (総務部人材育成 室長兼職員課長)	人材育成室 人事課 職員課 職員研修所	1. 職員の動員及び配備の総合調整、職員参集状 況のとりまとめ及び報告に関する事 2. 災害対策従事職員の公務災害補償等に関する 事 3. 被災職員の援助に関する事 4. 災害対策従事職員の把握及び時間外勤務手当 等の支給に関する事
		機動班 (収入役室長)	収入役室 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局 市議会事務局	1. 各部の応援に関する事
		物資等調達班 (契約検査室長)	契約検査室	1. 災害対策に係る物品、応急資機材、災害復旧 資機材の調達及び工事等の契約に関する事 2. 食料、生活必需品等の救助物資の調達に関す る事 3. 建設業者及び機械等の動員に関する事
調 査 部	財務部 財務部長 財務部次長兼 納税管理課長	調査総務班 (財務部参事兼 納税管理課市税 徴収担当主幹)	納税管理課 税制係 証明係	1. 調査部内各班との連絡調整及び本部との連絡 に関する事 2. 府・国税等の減免措置等の把握に関する事 3. 建物の被害状況と当該建物の居住者の調査及 び被災証明の発行に関する事(災害救助法適 用の有無に関わらず、自然災害に伴う災害対策 関係本部設置時の災害に係るもの)
		家屋調査班 (財務部参事)	納税管理課 (税制係、証明係 を除く) 市民税課 固定資産税課	1. 建物の被害状況と当該建物の居住者の調査及 び被災証明の発行に関する事(災害救助法適 用の有無に関わらず、自然災害に伴う災害対策 関係本部設置時の災害に係るもの)
市 民 部	市民生活部 市民生活部長 市民生活部次長 兼市民生活課 長 市民生活部次 長	市民総務班 (市民生活部次長兼 市民生活課長)	市民生活課 (くらしかんを 除く)	1. 市民部内各班との連絡調整及び本部との連 絡に関する事 2. 部内施設の被害状況のとりまとめに関する事 3. 市寄託分の義援金品の受領、出納管理及び礼 状の総括及び調整に関する事

	つづく			
		救援物資班 (市民課長)	市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市寄託分の義援金品の受領、出納管理及び礼状に関する事 2. 府・関係機関からの被災者用の災害応急用食料・生活必需物資の調達及び出納管理に関する事 3. 災害援護部の応援に関する事
機構	担当部局 (部長 副部長)	班の名称 (班 長)	担当課	事務分掌
市民部	つづき 市民生活部 市民生活部長 市民生活部次長 兼市民生活課長 市民生活部次長	経済班 (商工労政課長)	商工労政課 (労働会館を除く) 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調査部との連絡調整に関する事 2. 事業者・農業・農畜産物等の被害調査及び被災証明の発行に関する事 3. 事業者向け災害関係融資の斡旋に関する事 4. 事業者及び農業者等の相談に関する事 5. 量販店等の営業状況調査に関する事 6. 量販店等の早期の営業再開、適正な物資等の供給等の要請に関する事 7. 物価の実態に関する情報の収集に関する事
		市民班 (庄内出張所長) (新千里出張所長)	庄内出張所長 新千里出張所長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総括部総合相談班との連絡調整に関する事 2. 災害に係る相談に関する事
災害援護部	健康福祉部 健康福祉部長 健康福祉部理事	災害援護総務班 (健康福祉部次長兼地域福祉課長)	地域福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害援護部内各班との連絡調整及び本部との連絡に関する事 2. 部内施設の被害状況のとりまとめに関する事 3. 災害見舞金・災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金等の貸付に関する事 4. 災害弔慰金に係る調整及び支給に関する事 5. 災害弔慰金支給対象者認定審査会に関する事 6. 被災者自立支援金に関する事 7. 遺体に対する必要措置に関する事 8. 社会福祉協議会との連絡等に関する事 9. 日本赤十字社との連絡等に関する事
		援護班 (福祉事務所長)	福祉事務所 生活福祉課 障害福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品等のとりまとめ・精算に関する事 2. 食料・生活必需品等の搬送、配給に関する事

			保険室 高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> 3. 発災当日の備蓄食料の供給に関する事 4. 社会福祉施設等の入所者の保護に関する事 5. 要援護者への対応に関する事 6. 在宅要援護者の安否確認、在宅福祉サービスの継続提供に関する事 7. 福祉相談窓口の設置及び巡回相談に関する事 8. 居宅、避難所及び応急仮設住宅等における福祉関連要望の把握に関する事 9. 避難所生活が困難な高齢者、障害者等の他施設への搬送、福祉施設への緊急入所等に関する事 10. 赤十字奉仕団等への協力要請に関する事 11. (財)福祉公社との連絡調整に関する事
		保険班 (保険資格課長)	保険室 保険給付課 保険資格課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 調査部との連絡調整に関する事 2. 医療機関の被害調査及び被災証明の発行に関する事 3. 災害援護部援護班の応援に関する事
機構	担当部局 (部長 副部長)	班の名称 (班 長)	担当課	事務分掌
廃棄物対策部	環境部 環境部長 環境部廃棄物対策室長兼減量推進課長	廃棄物対策総務班 (廃棄物対策室参事)	廃棄物対策室 減量推進課 美化推進課 (美化推進係)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物対策部内各班との連絡調整及び本部との連絡に関する事 2. 部内施設及び清掃工場の被害調査に関する事 3. 臨時ごみ、臨時し尿、災害廃棄物の収集及び処理計画に関する事 4. 廃棄物処理業者の指導・連絡調整に関する事 5. 倒壊家屋等の解体処理申請の受理及び調整に関する事 6. 仮設トイレの設置に関する事 7. 仮設トイレ設置場所の広報に関する事 8. 再生利用の受入状況の確認に関する事 9. 臨時ごみの処理日時等の広報に関する事
		業務班 (美化推進課長) (中部環境センター所長) (南部環境センター所長) (北部環境センター所長)	美化推進課 (環境美化係) 中部環境センター 南部環境センター 北部環境センター	<ul style="list-style-type: none"> 1. 臨時ごみ、臨時し尿、災害廃棄物の収集に関する事 2. 物資の輸送等、災害援護部の応援に関する事 3. 避難所への仮設トイレの設置に関する事 4. 道路等の障害物の除去に関する事 6. 建築物、構築物等の転倒、落下物等による障害物の除去に関する事 6. 除去廃棄物等の分別及び搬送に関する事
医療救	市立豊中病院 健康福祉部 病院長 病院事務局長	医務・薬局 (副院長兼看護部長)	医務局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 被災傷病者の救護に関する事(応急救護所での救護を含む) 2. 遺体の検案の協力に関する事 3. 医療・健康相談に関する事 4. 被災者の健康管理、精神保健活動に関する事 5. 被災者の巡回診療に関する事 6. 医療・衛生・救助班との連携に関する事
			中央診療局	
			健診センター	
			診療情報管理室	
			地域医療室	
			医療情報室	
医療安全管理室				

資料：地震応急 - 3

護 部			薬剤部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療本部との連絡調整に関する事 2. 医療救護部内各班との連絡調整及び本部との連絡に関する事 3. 広域応援要請及び後方医療機関への搬送に関する事 4. 豊中病院の被害調査に関する事 5. 市内各病院の被害状況等の把握に関する事 6. 医療用資機材・医薬品の調達、調整、整備及び運送に関する事 7. 被災傷病者の把握及び報告に関する事
			看護部	
		事務局 (病院事務局次長兼病院管理課長)	病院管理課 経営企画室 栄養管理課	
	医療・衛生・救助班 (健康福祉部次長兼健康づくり推進課長)	健康づくり推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療本部との連絡調整に関する事 2. 医療情報の収集に関する事 3. 医師会、薬剤師会、医療機関への医療救助の協力要請に関する事(連絡調整、傷病者の把握、府への医師等の従事命令要請を含む) 4. 医療・健康相談に関する事(調整・とりまとめを含む) 5. (財)医療保健センター、豊中保健所等との連絡調整に関する事 6. 医療救護所の設営等に関する事 7. 被災地での環境衛生の確保、感染症の予防、患者の収容、消毒の実施に関する事 8. 食中毒の防止及び発生時の対応に関する事 9. 被災者の健康管理、精神保健活動に関する事 10. 被災者の巡回診療に関する事 	

機 構	担 当 部 局 (部長 副部長)	班の名称 (班 長)	担当課	事務分掌
工 作 部	土木下水道部 建築都市部 環境部 土木下水道部長 土木下水道部理事 建築都市部長 建築都市部理事 兼建築指導室長 環境部公園みどり推進課長	工作総務班 (土木下水道部次長)	土木下水道総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工作部内各班との連絡調整及び本部との連絡に関する事 2. 土木下水道部内の災害記録に関する事 3. 人員配置、車両の配車計画に関する事 4. 土木下水道部内施設の被害状況、応急対策、災害復旧計画のとりまとめ及び報告に関する事 5. 水防本部から災害対策本部への移行に伴う引継ぎ及び総括部の支援に関する事 6. 警戒区域の設定に係る情報収集に関する事 7. 広域応援の受入れに関する事 8. 工作部内の応援に関する事 9. 災害援護部の応援に関する事 10. 交通規制の実施に関する事 11. 輸送路の確保に関する情報交換及び協力体制の確立に関する事 12. 道路復旧等に係る資機材等の調達に関する事
		下水対策班 (土木下水道部次長)	土木下水道建設課 (道路設計係、道路工事係を除く) 下水道管理課 下水道施設課 下水道維持課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害初期の救出業務に関する事 2. 土木下水道部内施設の被害調査及び応急対策、災害復旧に関する事 3. ため池、水路等の障害物除去及び応急対策に関する事 4. 防疫業務に関する事

つづく		猪名川流域 下水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> 5. 災害援護部の応援に関する事 6. 土木下水道関係施設の二次災害の防止に関する事 7. 河川・ため池等の被害情報及び重要水防箇所の調査・監視に関する事 8. 水防応急措置に関する事 9. 水防関係の応援要請の調整に関する事 10. 水門・樋門等の開閉に関する事 11. 水防等資機材の調達に関する事 12. 土砂崩れ等の危険箇所の点検に関する事
	土木対策班 (土木下水道部次長兼 土木下水道建設課長)	土木下水道建設課 (道路設計係、道路 工事係) 道路管理課 道路維持課 公園みどり推進課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害初期の救出業務に関する事 2. 土木下水道部内施設(公園施設、道路、橋梁、樹木等)の被害調査及び応急対策、災害復旧に関する事 3. 市管理道路等の応急復旧工事に関する事 4. 土木構造物等の応急措置に関する事 5. 道路上等の障害物の除去に関する事 6. 災害廃棄物の収集・処理に関する事 7. 道路の管理に関する事 8. 緊急輸送路・交通規制情報の収集に関する事 9. 道路交通の確保に関する事 10. 輸送路の選定、確保に関する事 11. 土砂崩れ等の危険箇所の点検に関する事
	土木下水道予備班 (土木下水道部次長)	用地対策課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 工作部内の応援に関する事

機構	担当部局 (部長 副部長)	班の名称 (班 長)	担当課	事務分掌
工 作 部	つづき 土木下水道部 建築都市部 環境部	建築都市総務班 (建築都市部次長)	住宅課 ((財)豊中市住宅 協会)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 建築都市部各課との連絡調整及び工作総務班との連絡に関する事 2. 市営住宅等建築都市部内施設の被害調査、応急対策応急復旧計画のとりまとめ及び報告に関する事 3. 災害援護部の応援に関する事
		工作輸送班 (建築都市部次長兼 建築課長)	建築課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 工作部内の災害復旧資機材及び人員の輸送に関する事 2. 住宅の応急修理に関する事
	土木下水道部長 土木下水道部理事 土木下水道部理事	宅地調査班 (建築指導室指導課 長)	建築指導室 指導課 建築指導室 監察課	<ul style="list-style-type: none"> 1. 宅地等の被害調査に関する事
		建築都市部長 建築都市部理事 兼建築指導室 長 環境部次長	建築予備班 (市街地整備室長)	建築指導室 審査課 都市計画課 市街地整備室

地震災害に伴う災害対策本部には、住宅対策部を設置する

資料：地震応急 - 3

住宅対策部	建築都市部 土木下水道部 建築都市部長 建築都市部理事 兼建築指導室長	住宅総務班 (建築都市部次長)	住宅課 ((財)豊中市住宅協会)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅対策部内各班との連絡調整及び本部との連絡に関する事 2. 各種住宅対策のとりまとめに関する事 3. 避難所の要援護者等の応急仮設住宅、公的住宅等への優先入居の措置に関する事 4. 被災者の公共住宅等の一時入居に関する事 5. 市営住宅等の被害調査に関する事 6. 住宅対策の総合調整及び管理に関する事
		住宅相談班 (建築指導室指導課長)	建築指導室 指導課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災建物の建替・修理相談に関する事 2. 被災建物の応急危険度判定調査に関する事 3. 応急危険度判定士の応援要請に関する事 4. 建築物の立入禁止、避難対策に関する事 5. 宅地等の被害調査、土砂崩れ等の危険箇所の点検に関する事 6. 被災建築物に対する指導・相談に関する事 7. 避難勧告・指示に係る事前調査に関する事
			建築指導室 審査課	
			建築指導室 監察課	
		応急対策班 (建築都市部次長兼建築課長)	建築課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災住宅の応急対策に関する事 2. 住宅相談班の応援に関する事
		住宅等斡旋班 (用地対策課長)	用地対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急仮設住宅建設用地の確保に関する事 2. 被災者入居用民間住宅の確保及び斡旋に関する事 3. 住宅相談班の応援に関する事
住宅応援班 (市街地整備室長)	都市計画課 市街地整備室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 再開発区域等の被害状況の調査に関する事 2. 区画整理区域等の被害状況の調査に関する事 3. 木造賃貸住宅所有者の相談に関する事 4. 住宅対策部内の応援に関する事 		
機構	担当部局 (部長 副部長)	班の名称 (班 長)	担当課	事務分掌
消防部	消防本部 消防団 消防長 消防本部次長 兼予防課長	指揮班 警備・救助担当 (警防課長)	警防課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害状況の把握に関する事 2. 災害防ぎょ活動方針に関する事 3. 消防部隊の編成に関する事 4. 消防部隊の統括指揮に関する事 5. 防災関係機関との連絡調整に関する事 6. 応援部隊の運用に関する事 7. 災害発生原因の調査に関する事 8. その他警備・救助活動に関する事
		指揮班 救急担当 (救急課長)	救急課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害状況の把握に関する事 2. 救急隊の編成に関する事 3. 応援部隊の運用に関する事 4. その他救急活動に関する事
		調査班 (消防本部次長兼予防課長)	予防課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害による被害状況の調査に関する事 2. 災害現場周辺の住民等への広報に関する事 3. 報道機関を対象とする広報に関する事 4. その他調査、広報に関する事

		総務班 (参事兼消防総務課長)	消防総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部長の指示・命令の伝達に関する事 2. 消防関係施設の被害の取りまとめに関する事 3. 警防、広報等の活動に必要な資材、燃料、食糧及び飲料の調達に関する事 4. 消防職団員の公務災害補償等に関する事 5. その他、他の班に属さない事
		通信班 (指令情報課長)	指令情報課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害通報の受付処理及び出場指令に関する事 2. 消防通信施設及び通信機器の被害調査並びに維持管理に関する事 3. 消防署所の車両及び通信機器の点検報告の受理に関する事 4. 指揮者等の消防情報など災害概要等集約情報の管理に関する事 5. 救急活動支援に係る医療情報管理及び伝達に関する事 6. 消防職団員の非常招集発令及び伝達に関する事 7. 応援協定に基づく参集部隊の無線誘導に関する事
		北大隊 (北消防署長)	北消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警防活動の掌理、作戦、指揮運用に関する事 2. 参集者の運用に関する事 3. 災害現場広報に関する事 4. 救急及び救助に関する事 5. 自主防災組織等住民組織との連携に関する事 6. その他警防活動に関する事
		南大隊 (南消防署長)	南消防署	・業務は北大隊に同じ
		団大隊 (消防団長)	消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害等の情報収集に関する事 2. 火災予防、避難に係る広報に関する事 3. 水火災等災害の警戒及び防除に関する事 4. 被災者の救助に関する事 5. 地域住民の活動支援に関する事
機構	担当部局 (部長 副部長)	班の名称 (班 長)	担当課	事務分掌
避難部	教育委員会 健康福祉部 こども未来部 建築都市部 市民生活部 人権文化部 総務部	避難部各班共通業務 (炊き出し班を除く)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設・管理に関する事 2. 避難所の閉鎖に関する事 3. 避難所運営への避難者の協力依頼に関する事 4. 避難所でのプライバシーの保護に関する事 5. 避難所での広報に関する事 6. 避難誘導に関する事
		避難総務班 (教育総務室長)	教育総務室 企画総務課 教育施設課 学務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難部内各班との連絡調整及び本部との連絡に関する事 2. 職員の公務災害補償等に関する事

資料：地震応急 - 3

	教育委員会事務局教育次長(総務担当) 教育委員会事務局教育次長(教育担当) 教育委員会事務局理事 こども未来部長 こども未来部理事 空港対策室長 福祉事務所参事兼障害福祉課長		人権教育企画課	<ol style="list-style-type: none"> 被災職員の援助に関する事 避難所の開設及び管理にかかる総合調整に関する事(臨時避難所の指定を含む) 全避難所及び避難者用の救助物資のとりまとめに関する事 必要食料の品目、数量の把握及び連絡に関する事 部内各班の避難状況のとりまとめに関する事 学用品等の調達及び給与に関する事 就学援助費の支給及び保育料の減免措置に関する事 教育施設の被害調査及び応急対策、災害復旧に関する事 避難部内各班の被害状況のとりまとめ及び報告に関する事
	人権文化部参事兼人権企画課副和行政担当主幹	炊き出し班 (学校保健給食課長)	教育総務室 学校給食事務所	<ol style="list-style-type: none"> 学校給食の実施に関する事 被災者への給食の炊き出しに関する事(原田・服部学校給食センター)(蛭池・原田・島田・庄内南小学校) 給食の配送に関する事
		学校教育避難班 (学校教育室長)	学校教育室 学校指導課 青少年補導センター 教育センター (庄内少年文化館) (千里少年文化館) 教職員課 幼児教育課	<ol style="list-style-type: none"> 避難総務班との連絡に関する事 園児・児童・生徒の避難計画に関する事 応急教育等の実施に関する事 学校園と保護者との連絡に関する事 休校園処置に関する事 園児・児童・生徒の安否確認、保護、健康管理に関する事 校区内の被害状況、通学園路の安全点検に関する事 避難所の開設及び管理に関する事 避難者の把握及び報告に関する事 避難者の誘導に関する事 避難部各班の応援に関する事
			教育総務室 学校保健給食課 (幼稚園) (小学校) (中学校)	
		生涯学習避難班 (生涯学習推進室長)	生涯学習推進室 地域教育振興課	<ol style="list-style-type: none"> 避難総務班との連絡に関する事 避難所の開設及び管理に関する事 避難者の把握及び報告に関する事 避難者の誘導に関する事 生涯学習施設及び文化財の被害調査に関する事 生涯学習施設の応急対策に関する事 文化財の保護に関する事
		岡町図書館 (各図書館) 中央公民館 (各公民館)		
つづく				
機構	担当部局 (部長 副部長)	班の名称 (班長)	担当課	事務分掌
避難部	つづき 教育委員会 健康福祉部 こども未来部 建築都市部 市民生活部 人権文化部	スポーツ振興避難班 (スポーツ振興課長)	生涯学習推進室 スポーツ振興課 (各体育館) (各温水プール) (武道館ひびき)	<ol style="list-style-type: none"> 避難総務班との連絡に関する事 避難所の開設及び管理に関する事 避難者の把握及び報告に関する事 避難者の誘導に関する事 スポーツ振興施設の被害調査に関する事 スポーツ振興施設の応急対策に関する事
		福祉避難班 (保健室高齢介護)	地域福祉課 (福祉会館)	<ol style="list-style-type: none"> 避難総務班との連絡に関する事

資料：地震応急 - 3

<p>総務部</p> <p>教育委員会事務局教育次長(総務担当)</p> <p>教育委員会事務局教育次長(教育担当)</p> <p>教育委員会事務局理事</p> <p>子ども未来部長</p> <p>子ども未来部理事</p> <p>空港対策室長</p> <p>福祉事務所参事兼障害福祉課長</p> <p>人権文化部参事兼人権企画課同和行政担当主幹</p>	<p>課主幹兼原田老人福祉センター長)</p>	<p>保健室</p> <p>高齢介護課(老人福祉センター)(デイサービスセンター)</p>	<p>2. 避難所の開設及び管理に関すること</p> <p>3. 避難者の把握及び報告に関すること</p> <p>4. 避難者の誘導に関すること</p>	
	<p>福祉事務所</p> <p>障害福祉課(みのり園)(みずほ園)(おおぞら園)(たちばな園)(障害福祉センターひまわり)</p>			
	<p>子ども施設避難班(子ども未来部次長兼子育て支援課長)</p>	<p>子育て支援課(母子福祉センター)(子育て支援センター)</p>	<p>1. 避難総務班との連絡に関すること</p> <p>2. 避難所の開設及び管理に関すること</p> <p>3. 避難者の把握及び報告に関すること</p> <p>4. 避難者の誘導に関すること</p> <p>5. 緊急保育対策に関すること</p>	
	<p>保育課(保育所)(あゆみ学園)(しいの実学園)</p>			
	<p>青少年課(青年の家いぶき)</p>			
	<p>共同利用施設避難班(空港対策室長)</p>	<p>空港対策室(共同利用施設)</p>	<p>1. 避難総務班との連絡に関すること</p> <p>2. 避難所の開設及び管理に関すること</p> <p>3. 避難者の把握及び報告に関すること</p> <p>4. 避難者の誘導に関すること</p>	
	<p>労働施設避難班(商工労政課主幹兼労働会館長)</p>	<p>商工労政課(労働会館)</p> <p>市民生活課(生活情報センターくらしかん)</p>	<p>1. 避難総務班との連絡に関すること</p> <p>2. 避難所の開設及び管理に関すること</p> <p>3. 避難者の把握及び報告に関すること</p> <p>4. 避難者の誘導に関すること</p>	
<p>人権文化施設避難班(人権文化部参事兼人権企画課同和行政担当主幹)</p>	<p>豊中人権まちづくりセンター</p> <p>蛸池人権まちづくりセンター</p> <p>文化芸術・国際課(市民会館)(アクア文化ホール)(ローズ文化ホール)(伝統芸能館)(国際交流センター)</p>	<p>1. 避難総務班との連絡に関すること</p> <p>2. 保育所等の入所者の保護に関すること</p> <p>3. 避難所の開設及び管理に関すること</p> <p>4. 避難者の把握及び報告に関すること</p> <p>5. 避難者の誘導に関すること</p>		
<p>その他施設避難班(財産管理課管財担当主幹)</p>	<p>財産管理課(管財係、明示係)</p>	<p>1. 避難総務班との連絡に関すること</p> <p>2. 避難所の開設及び管理に関すること</p> <p>3. 避難者の把握及び報告に関すること</p> <p>4. 避難者の誘導に関すること</p> <p>5. 地区会館等の臨時避難所に関すること(自治会館は市民活動課)</p>		
<p>機 構</p>	<p>担 当 部 局(部長 副部長)</p>	<p>班の名称(班 長)</p>	<p>担当課</p>	<p>事務分掌</p>
<p>水道局</p>	<p>水道総務班(水道局水道総務課)</p>	<p>水道総務課</p> <p>お客様センター</p> <p>水道窓口課</p>	<p>1. 給水部内各班との連絡調整及び本部との連絡に関すること</p>	

給 水 部	水道局長 水道局次長	長)		<ol style="list-style-type: none"> 2. 給水部の総務に関する事 3. 他機関への連絡調整に関する事 4. 広域応援の要請及び受入れに関する事 5. 府、自衛隊等の応援要請及び調整に関する事 6. 職員の状況把握及び動員指令に関する事 7. 庁舎の保全・管理に関する事 8. 車両及び応急給水機器の確保に関する事 9. 補償等に関する事 10. 応急用資機材・食料その他応急物資等の緊急調達に関する事 11. 応急復旧資機材の確保に関する事 12. 広報・通知等の実働に関する事 13. 大口需要家等に対する個別要請及び指導に関する事 14. 苦情等の受付・調整及び処理に関する事 15. 応急給水活動の実働に関する事 16. 被害調査の実働に関する事 17. 需要家との折衝及び調整に関する事 18. 各班の応援に関する事 19. 特命事項に関する事
	水道広報班 (水道局経営企画課長)		経営企画課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道関係情報の収集及び記録に関する事 2. 議会・市長部局・報道機関等の連絡調整及び協力要請に関する事 3. 市民に対する広報等の計画及び指導に関する事 4. 職員に対する情報等の伝達に関する事 5. 応急対策に要した費用の整理に関する事 6. 現金の出納事務に関する事 7. 応急用資機材等の確保及び出庫に関する事 8. 給水所設置の広報に関する事
	給水班 (水道維持課長)		お客様センター 給水装置課 水道維持課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飲料水の搬送等応急給水の総合指揮に関する事 2. 応急給水に関する事 3. 車両による給水所への飲料水の搬送に関する事 4. 給水所での給水の実施に関する事 5. 仮設給水栓による給水の実施に関する事 6. 医療機関、福祉施設等への給水の実施に関する事 7. 給水工事公認業者に対する出動要請に関する事 8. 簡易専用水道及び他の水源等の活用による給水作業の実施に関する事 9. 被害給・配水管等の修理に関する事 10. 応急修繕に関する一切の業務に関する事 11. 修繕等に関する調整・処理に関する事 12. 被害給・配水管の破損による漏水等の調査に関する事

資料：地震応急 - 3

機構	担当部局 (部長 副部長)	班の名称 (班 長)	担当課	事務分掌
給 水 部	つづき 水道局 水道局長 水道局次長	水源班 (水道局次長兼水道 建設課長)	水道建設課	1. 市内各地区の給・配水計画に関すること 2. 復旧方法の調整・策定に関すること 3. 監督官庁への連絡及び建設業者への応援依頼・ 作業指導に関すること 4. 配水管に起因する赤水等発生時の対策処理に 関すること 5. 流量調整弁等による配水量のコントロールに 関すること 6. 府営水道との連絡調整に関すること 7. 受・配水量の計画・調整に関すること 8. 取水・浄水・配水施設の被害調査の実施及び二 次災害の防止に関すること 9. 取水・浄水・配水場等施設の運転・操作に 関すること 10. 取水・浄水・配水場等施設の点検・復旧に 関すること 11. 原水・応急給水の水質検査・保全及び薬品 管理に関すること
			浄水課	

< 各部共通事項 >

1. 広域応援、ボランティア等の受入れ体制の整備に関すること
2. 通信手段の確保と情報連絡に関すること
3. 市民の要望等の早期解決に関すること
4. 公共施設の応急措置に関すること

< 各部総務担当班の共通事項 >

1. 部内の庶務に関すること
2. 各部内の職員への連絡に関すること
3. 部内の所管に属する被害情報及び応急対策に関する情報の収集・伝達に関すること
4. 所属各班及び各機関と本部との連絡に関すること
5. 市民相談窓口への職員の派遣に関すること

災害対策本部動員数一覧表

(平成18年4月現在)

総括部

班名・役職名	担当部局・課名等	災対	平常	合計	初動
総括部長	総務部法務・危機管理担当理事	1	0	1	1
総括部副部長		4	0	4	1
総括部付		2	0	2	2
秘書班	総務部 秘書課	3	2	5	2
総括班	総務部 危機管理室	5	0	5	5
	総務部 法務室	9	0	9	5
	政策推進部 企画調整室	10	4	14	4
	政策推進部 千里ニュータウン再生推進課	4	1	5	3
	政策推進部 まちづくり支援課	4	1	5	3
	(計)	32	6	38	20
広報班	政策推進部 広報広聴課	5	3	8	2
情報班	人権文化部 市民活動課	3	5	8	7
	人権文化部 人権企画課	5	1	6	3
	人権文化部 男女共同参画推進課	2	2	4	1
	人権文化部 文化芸術・国際課	1	1	2	0
	政策推進部 情報政策室	12	7	19	9
	(計)	23	16	39	20
総合相談班	環境部 環境政策室	15	7	22	5
	建築都市部 開発調整室	5	2	7	3
	政策推進部 広報広聴課	3	4	7	1
	(計)	23	13	36	9
財政班	財務部 財政課	7	5	12	5
	(部 合 計)	100	45	145	62

動員物資補給部

班名・役職名	担当部局・課名等	災対	平常	合計	初動
動員物資補給部長	総務部長	1	0	1	0
動員物資補給部副部長		2	0	2	0
動員物資補給部付		2	0	2	2
総務班	総務部 財産管理課(庁舎管理係、車両管理係)	32	6	38	12
	総務部 情報公開課	5	6	11	3
	行財政再建対策室	5	2	7	2
	(計)	42	14	56	17
職員動員班	総務部 人材育成室 人事課	5	2	7	2
	総務部 人材育成室 職員課	9	7	16	2
	総務部 人材育成室 職員研修所	3	2	5	1
	(計)	17	11	28	5
機動班	収入役室	6	7	13	4
	市議会事務局 総務課	2	3	5	1
	市議会事務局 議事課	4	3	7	2
	選挙管理委員会事務局	6	1	7	3
	監査委員事務局	4	2	6	0
	(計)	22	16	38	10
物資等調達班	総務部 契約検査室	8	3	11	3
	(部 合 計)	94	44	138	37

調査部

班名・役職名	担当部局・課名等	災対	平常	合計	初動
調査部長	財務部長	1	0	1	1
調査部副部長		1	0	1	1
調査部付		2	0	2	0
調査総務班	財務部 納税管理課(税制係、証明係)	9	2	11	2
家屋調査班	財務部 納税管理課(税制係、証明係を除く)	39	5	44	17
	財務部 市民税課	21	12	33	10
	財務部 固定資産税課	34	13	47	8
	(計)	94	30	124	35
	(部 合 計)	107	32	139	39

市民部

班名・役職名	担当部局・課名等	災対	平常	合計	初動
市民部長	市民生活部長	1	0	1	0
市民部副部長		2	0	2	0
市民部付		2	0	2	2
市民総務班	市民生活部 市民生活課(くらしかんを除く)	5	7	12	2
救援物資班	市民生活部 市民課	22	25	47	18
経済班	市民生活部 商工労政課(労働係を除く)	7	4	11	4
	農業委員会事務局	2	3	5	1
	(計)	9	7	16	5
市民班	市民生活部 庄内出張所	5	6	11	4
	市民生活部 新千里出張所	3	7	10	4
	(計)	8	13	21	8
	(部 合 計)	49	52	101	35

災害援護部

班名・役職名	担当部局・課名等	災対	平常	合計	初動
災害援護部長	健康福祉部長	1	0	1	0
災害援護部副部長		1	0	1	0
災害援護部付		2	0	2	0
災害援護総務班	健康福祉部 地域福祉課(福祉会館を除く)	9	6	15	9
援護班	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	27	32	59	36
	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	10	15	25	12
	健康福祉部 保険室 高齢介護課	12	23	35	17
	(計)	49	70	119	65
保険班	健康福祉部 保険室 保険給付課	12	14	26	12
	健康福祉部 保険室 保険資格課	17	26	43	18
	(計)	29	40	69	30
	(部 合 計)	91	116	207	104

廃棄物対策部

班名・役職名	担当部局・課名等	災対	平常	合計	初動
廃棄物対策部長	環境部長	1	0	1	1
廃棄物対策部副部長		1	0	1	1
廃棄物対策部付		2	0	2	2
廃棄物対策総務班	環境部 廃棄物対策室 減量推進課	13	2	15	3
	環境部 廃棄物対策室 美化推進課(美化推進係)	5	2	7	0
	(計)	18	4	22	3
業務班	環境部 廃棄物対策室 美化推進課(環境美化係)	11	3	14	3
	環境部 中部環境センター	94	7	101	19
	環境部 南部環境センター	54	5	59	9
	環境部 北部環境センター	90	7	97	19
	(計)	249	22	271	50
	(部 合 計)	271	26	297	57

医療救護部

班名・役職名	担当部局・課名等	災対	平常	合計	初動
医療救護部長	市立豊中病院長	1	0	1	1
医療救護部副部長		1	0	1	0
医療救護部付		2	0	2	0
医務・薬局	市立豊中病院 医務局	13	5	18	3
	市立豊中病院 中央診療局	8	10	18	8
	市立豊中病院 健診センター	0	0	0	0
	市立豊中病院 診療情報管理室	1	1	2	0
	市立豊中病院 地域医療室	5	2	7	4
	市立豊中病院 医療情報室	0	0	0	0
	市立豊中病院 医療安全管理室	2	3	5	3
	市立豊中病院 薬剤部	10	11	21	4
	市立豊中病院 看護部	22	47	69	48
	(計)	61	79	140	70
事務局	市立豊中病院 事務局 病院管理課	5	8	13	5
	市立豊中病院 事務局 経営企画室	8	9	17	5
	市立豊中病院 事務局 栄養管理課	12	17	29	8
	(計)	25	34	59	18
医療・衛生・救助班	健康福祉部 健康づくり推進課	21	29	50	20
	(部 合 計)	111	142	253	109

工作部

班名・役職名	担当部局・課名等	災対	平常	合計	初動
工作部長	土木下水道部長	1	0	1	0
工作部副部長		4	0	4	2
工作部付		2	0	2	1
工作総務班	土木下水道部 土木下水道総務課	15	5	20	13
下水対策班	土木下水道部 土木下水道建設課(道路設計係、道路工事係を除く)	16	0	16	5
	土木下水道部 下水道管理課	26	0	26	7
	土木下水道部 下水道施設課	54	1	55	13
	土木下水道部 下水道維持課	43	5	48	20
	土木下水道部 猪名川流域下水道事務所	61	1	62	23
(計)		200	7	207	68
土木対策班	土木下水道部 土木下水道建設課(道路設計係、道路工事係)	21	0	21	7
	土木下水道部 道路管理課	37	0	37	12
	土木下水道部 道路維持課	41	1	42	15
	環境部 公園みどり推進課	35	1	36	12
(計)		134	2	136	46
土木下水道予備班	土木下水道部 用地対策課	29	0	29	6
	(計)	29	0	29	6
建築都市総務班	建築都市部 住宅課	6	2	8	3
	(財)豊中市住宅協会	7	0	7	3
	(計)	13	2	15	6
工作輸送班	建築都市部 建築課	19	4	23	12
宅地調査班	建築都市部 建築指導室 指導課	16	6	22	8
	建築都市部 建築指導室 監察課	8	0	8	2
	(計)	24	6	30	10
建築予備班	建築都市部 建築指導室 審査課	8	3	11	6
	建築都市部 都市計画課	9	2	11	4
	建築都市部 市街地整備室	15	3	18	10
	(計)	32	8	40	20
(部 合 計)		473	34	507	184

消防部

班名・役職名	担当部局・課名等	災対	平常	合計	初動
消防部長	消防長	1	0	1	1
消防部副部長		1	0	1	1
消防部付		2	0	2	2
指揮班・警備・救助担	消防本部 警防課	7	0	7	7
指揮班・救急担当	消防本部 救急課	6	0	6	6
調査班	消防本部 予防課	9	0	9	9
総務班	消防本部 消防総務課	21	2	23	22
通信班	消防本部 指令情報課	36	0	36	36
北大隊	消防本部 北消防署	197	0	197	197
南大隊	消防本部 南消防署	115	0	115	115
(部 合 計)		395	2	397	396

避難部

班名・役職名	担当部局・課名等	災対	平常	合計	初動
避難部長	教育委員会事務局教育次長(総務担当)	1	0	1	0
避難部副部長		7	0	7	0
避難部付		5	0	5	1
避難総務班	[教育] 教育総務室 企画総務課	9	2	11	5
	[教育] 教育総務室 教育施設課	14	1	15	4
	[教育] 教育総務室 学務課	4	1	5	2
	[教育] 人権教育企画課	3	3	6	1
	(計)	30	7	37	12
炊き出し班	[教育] 教育総務室 学校給食事務所	2	1	3	1
	[教育] (原田学校給食センター)	38	0	38	11
	[教育] (服部学校給食センター)	25	0	25	9
	[教育] (給食関係小学校)	12	0	12	6
(計)	77	1	78	27	

学校教育避難班	[教育] 学校教育室 学校指導課	5	5	10	4
	[教育] 学校教育室 幼児教育課	1	6	7	5
	[教育] 学校教育室 教職員課	3	1	4	2
	[教育] 学校教育室 教育センター	5	6	11	2
	[教育] 教育総務室 学校保健給食課	3	2	5	1
	[教育] (庄内少年文化館)	1	2	3	1
	[教育] (千里少年文化館)	1	2	3	1
	[教育] (青少年補導センター)	2	2	4	0
	[教育] 学校教育部 (幼稚園)	70	0	70	12
	[教育] 学校教育部 (小学校)	82	0	82	82
	[教育] 学校教育部 (中学校)	36	0	36	36
	[教育] (小・中学校避難所責任者)	59	0	59	0
	(計)	268	26	294	146
生涯学習避難班	[教育] 生涯学習推進室 地域教育振興課	4	4	8	3
	[教育] 生涯学習推進室 岡町図書館	8	11	19	6
	[教育] 生涯学習推進室 (服部図書館)	0	4	4	2
	[教育] 生涯学習推進室 (庄内図書館)	5	4	9	6
	[教育] 生涯学習推進室 (庄内幸町図書館)	1	1	2	1
	[教育] 生涯学習推進室 (高川図書館)	1	4	5	2
	[教育] 生涯学習推進室 (千里図書館)	4	5	9	2
	[教育] 生涯学習推進室 (東豊中図書館)	2	2	4	3
	[教育] 生涯学習推進室 (野畑図書館)	5	8	13	3
	[教育] 生涯学習推進室 (蛭池図書館)	0	4	4	0
	[教育] 生涯学習推進室 中央公民館	5	1	6	1
	[教育] 生涯学習推進室 (蛭池公民館)	2	0	2	0
	[教育] 生涯学習推進室 (庄内公民館)	3	1	4	0
	[教育] 生涯学習推進室 (千里公民館)	3	1	4	0
(計)	43	50	93	29	
スポーツ振興避難班	[教育] 生涯学習推進室 スポーツ振興課	9	1	10	4
	財団法人 豊中市スポーツ振興事業団 (体育館)	5	0	5	2
	財団法人 豊中市スポーツ振興事業団 (温水プール)	0	0	0	0
	財団法人 豊中市スポーツ振興事業団 (武道館ひびき)	2	0	2	1
	財団法人 豊中市スポーツ振興事業団事務局	3	0	3	3
	(計)	19	1	20	10
福祉施設避難班	健康福祉部 地域福祉課 (福祉会館)	1	0	1	1
	健康福祉部 (老人福祉センター)	4	12	16	6
	健康福祉部 (老人デイサービスセンター)	0	0	0	0
	健康福祉部 (みのり園)	2	12	14	8
	健康福祉部 (みずほ園)	3	5	8	4
	健康福祉部 (おおぞら園)	2	5	7	3
	健康福祉部 (たちばな園)	4	9	13	7
	健康福祉部 (障害福祉センターひまわり)	4	9	13	6
	(計)	20	52	72	35
子ども施設避難班	子ども未来部 子育て支援課	5	11	16	7
	子ども未来部 (母子福祉センター)	1		1	1
	子ども未来部 (子育て支援センター)	3	2	5	3
	子ども未来部 (地域子育て支援センター)		7	7	3
	子ども未来部 保育課	5	18	23	11
	子ども未来部 (保育所)	42		42	33
	子ども未来部 (あゆみ学園)	2	21	23	6
	子ども未来部 (しいのみ学園)	2	21	23	6
	子ども未来部 青少年課	6	7	13	4
(計)	66	87	153	74	
共同利用施設避難班	建築都市部 空港対策室	8	0	8	4
労働施設避難班	市民生活部 商工労政課 (労働会館)	2	2	4	2
	市民生活部 市民生活課 (生活情報センター-らしかん)	4	5	9	4
	(計)	6	7	13	6
人権文化施設避難班	人権文化部 豊中人権まちづくりセンター	3	10	13	6
	人権文化部 蛭池人権まちづくりセンター	3	9	12	7
	人権文化部 文化芸術・国際課	3	1	4	2
	人権文化部 (市民会館・アクア文化ホール)	6	2	8	2
	人権文化部 (ローズ文化ホール)	1	2	3	2
	人権文化部 (伝統芸能館)	1	3	4	1
	人権文化部 (国際交流センター)	2	0	2	1
(計)	19	27	46	21	
その他施設避難班	総務部 財産管理課 (管財係、明示係)	16	2	18	5
	(部 合 計)	585	260	845	370

給水部

班名・役職名	担当部局・課名等	災対	平常	合計	初動
給水部長	水道局長	1	0	1	1
給水部副部長		1	0	1	1
給水部付		2	0	2	0
水道総務班	水道局 水道総務課	5	10	15	4
	水道局 お客さまセンター 水道窓口課	9	10	19	9
	(計)	14	20	34	14
水道広報班	水道局 経営企画課	8	4	12	7
給水班	水道局 お客さまセンター 給水装置課	8	8	16	7
	水道局 水道維持課	26	11	37	20
	(計)	34	19	53	27
水源班	水道局 水道建設課	6	12	18	5
	水道局 浄水課	8	17	25	7
	(計)	14	29	43	13
(部 合 計)		74	72	146	63

災対本部合計

2,350	825	3,175	1,456
-------	-----	-------	-------

< 参 考 >

住宅対策部

班名・役職名	担当部局・課名等	災対	平常	合計	初動
住宅対策部長	建築都市部長	1	0	1	1
住宅対策部副部長		1	0	1	1
住宅対策部付		2	0	2	2
住宅総務班	建築都市部 住宅課	6	2	8	3
	(財)豊中市住宅協会	7	0	7	3
	(計)	13	2	15	6
住宅相談班	建築都市部 建築指導室 指導課	16	6	22	8
	建築都市部 建築指導室 審査課	8	3	11	6
	建築都市部 建築指導室 監察課	8	0	8	2
	(計)	32	9	41	16
応急対策班	建築都市部 建築課	19	4	23	12
住宅等斡旋班	土木下水道部 用地対策課			0	
住宅応援班	建築都市部 都市計画課	9	2	11	4
	建築都市部 市街地整備室	15	3	18	10
	(計)	24	5	29	14
(部 合 計)		92	20	112	52

気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際に象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることまた、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合変更することがあります。

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン
0.5	0	人は揺れを感じない。					
1.5	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。					
2.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚まします。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。				
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。			
4.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚まします。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転している、揺れに気付く人がいる。			

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン
4.5	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]
5.0	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]

* ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載し

(平成8年2月)

こどのような現

象発生する現象

があります。

の揺れに特有な

言には、内容を

地盤・斜面

地盤・斜面

軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。

地割れや山崩れなどが発生することがある。

大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

たものである。

大阪管区気象台が発表する気象予警報等（注意報）

気象現象等により府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種	類	発表基準
一般の 利用に 適合す るもの (つづ)	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で15m/s 以上になると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で15m/s 以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1 時間雨量が20mm以上になると予想される場合、ただし、総雨量が50mm以上になると予想される場合 3 時間雨量が40mm以上になると予想される場合 24時間雨量が70mm以上になると予想される場合
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で 5 cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上100m以下（ 1 ）、海上で500m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下（ 1 ）、最小湿度が40%以下になると予想される場合
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 積雪の深さが50cm以上あり、最高気温が10 以上（注1 ）又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が+ 2 ~ - 2 になると予想される場合
	霜注意報	4 月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4 以下になると予想される場合

一般の利用に適合するもの	(つづき) 気象注意報	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が - 5 以下になると予想される場合
	地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について一般に注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面(T.P)上1.5m以上になると予想される場合
	波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5 m以上になると予想される場合
	浸水注意報	浸水注意報 (2)	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1 時間雨量が20mm以上になると予想される場合、ただし、総雨量が50mm以上になると予想される場合 3 時間雨量が40mm以上になると予想される場合 24時間雨量が 70mm以上になると予想される場合
(3) 水に防適活用する利も用の	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ。
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

注 1 : 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係进行调查して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

2 : 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。(気象庁予報警報規程第3条)

3 : 1 は、気象官署の値。
2 は、表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)
3 は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

大阪管区気象台が発表する気象予警報等（警報）

気象現象等により府域に重大な被害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種 類		発 表 の 基 準	
一 般 の 利 用 に 適 す る も の	気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s 以上、海上で25m/s 以上になると予想される場合
		暴 風 雪 警 報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で 具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s 以上、海上で25m/s 以上になると 予想される場合
		大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1 時間雨量が40mm以上になると予想される場合、ただし、総雨 量が 100mm以上になると予想される場合 3 時間雨量が70mm以上になると予想される場合 24時間雨量が北大阪で160 mm以上、東部大阪・大阪市・南河内 ・泉州で130mm以上になると予想される場合
		大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上になると 予想される場合
	地 面 現 象 警 報	地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こる おそれがあると予想される場合
	高 潮 警 報	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある と予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面（T.P）上2.2m以上になると予想される場合
	波 浪 警 報	波 浪 警 報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される 場合で具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が3.0 m以上になると予想される場合
	浸 水 警 報	浸 水 警 報 (2)	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪 水 警 報	洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1 時間雨量が40mm以上になると予想される場合。ただし、総雨 量が100mm以上になると予想される場合 3 時間雨量が70mm以上になると予想される場合 24時間雨量が北大阪で160mm以上、東部大阪・大阪市・南河内・ 泉州で130mm以上になると予想される場合
	(3) 水に 防適 活合 動す の 利も 用の	水防活動用 気 象 警 報	大 雨 警 報
水防活動用 高 潮 警 報		高 潮 警 報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ。
水防活動用 洪 水 警 報		洪 水 警 報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

注 1： 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

2： 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。（気象庁予報警報規程第3条）

3： 2 は、表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）
3 は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

大阪管区气象台及び近畿地方整備局が共同して発表する淀川洪水予報

種 類	発 表 基 準	備 考
淀川洪水注意報	淀川の対象量水標の水位が、警戒水位を突破するおそれがあるとき。	警報水位 (枚方) 4.59m
淀川洪水警報	淀川流域に破堤、氾濫等により、国民経済上重大な損害のおそれがあるとき。	
淀川洪水情報	淀川の洪水注意報及び洪水警報以外に、関係官公署又は一般等に知らせる必要があるとき、又は淀川の洪水警報、洪水注意報の補足説明もしくは軽微な修正を内容とするとき。	

大阪管区气象台及び近畿地方整備局が共同して発表する猪名川洪水予報

種 類	発 表 基 準	備 考
猪名川洪水注意報	猪名川洪水注意報は、小戸水位観測所の水位が警戒水位を超え、さらに上昇する恐れがあるとき、又は警戒水位を超える洪水となることが予想されるとき発表する。	小戸水位観測所 警戒水位 2.50m
猪名川洪水警報	猪名川洪水警報は、小戸水位観測所の水位が危険水位程度、もしくは危険水位を超える洪水となる恐れがあるとき発表する。	小戸水位観測所 危険水位 4.00m
猪名川洪水情報	猪名川の洪水注意報及び洪水警報以外に、関係官公署又は一般等に知らせる必要があるとき、又は猪名川の洪水注意報、洪水警報の補足説明もしくは軽微な修正を必要とするとき発表する。	

大阪管区气象台及び大阪府西大阪治水事務所が
共同して発表する神崎川洪水予報

【神崎川洪水予報】

種 類	発 表 基 準	備 考
神崎川洪水予報	1 神崎川洪水予報は、基準流域の実況4時間 + 予測2時間の6時間雨量が100mm以上、また は実況2時間が30mm以上。 2 三国観測所の水位が通報水位を超え、かつ 上昇の恐れがあるとき。 3 洪水予報の必要が認められ、一方から要求 があったとき。	・基準流域 千歳橋上流域 ・三国観測所 通報水位 3.00m
神崎川洪水注意報	神崎川洪水注意報は、三国観測所の水位が警戒 水位を超える洪水となることが予想されるとき 発表する。	三国観測所 警戒水位 3.80m
神崎川洪水警報	神崎川洪水警報は、三国観測所の水位が危険水 位程度若しくは危険水位を超える洪水となるこ とが予想されるとき。	三国観測所 危険水位 5.26m

災害初動期の活動項目チェックリスト

(1) 組織体制 - 初動期の組織体制

(1 / 12)

区分	活動項目	チェック	災害拡大期		応急復旧期	
			2・3時間後	12	36	48
勤務時間の初動体制	庁内の安全確認等					
	・来庁者・職員の安全確認					
	・庁舎の安全点検					
	・火気・危険物の点検					
	・庁内の応急整理					
	庁内の緊急対応					
	・通信施設の点検					
	・コンピューター等の点検					
	・非常電源の確保					
	外部状況の把握					
	・庁舎周辺の被害状況の把握					
	・出先機関等周辺の被害状況の把握					
	・住民被害状況の把握					
	・関係機関との情報交換					
	本部機構確立のための人的準備					
・災害対策本部設置の検討						
・資料作成						
・災害対策本部設置の具申						
・動員配備						
本部機構確立のための物的準備						
・災害対策本部室の確保						
・必要備品の整備						
・通信手段の確保						
・食料の準備・配車						

このチェックリストは、災害初動期（概ね48時間以内）に実施しなければならないと想定される活動項目を列記したものである。従って、災害の種別、規模等により取捨選択して活動にあたる必要がある。

区分	活 動 項 目	チェック	災 害 拡 大 期		応 急 復 旧 期	
			2・3時間後	12	36	48
勤 務 時 間 外 の 初 動 体 制	宿日直者等からの防災担当者へ連絡 ・ 宿直者からの連絡（初動要員連絡ルートに基づく） ・ 警備委託機関からの連絡（同ルート等）					
	対応協議等（初動参集、情報依頼検討等） ・ 初動要員間・上司との相互連絡・協議 ・ 自主参集、動員配備（準備）					
	庁内の安全確認 ・ 来庁者・職員の安全確認 ・ 庁舎の安全点検 ・ 火気・危険物の点検 ・ 庁内の応急整理					
	外部状況の把握 ・ 庁舎周辺の被害状況の把握 ・ 出先機関等周辺の被害状況の把握 ・ 住民被害状況の把握 ・ 関係機関との情報交換					
	本部機構確立のための人的準備 ・ 災害対策本部設置の検討 ・ 資料作成 ・ 災害対策本部設置の具申 ・ 動員配備					
	本部機構確立のための物的準備 ・ 災害対策本部室の確保 ・ 必要備品の整備 ・ 通信手段の確保 ・ 食料の準備・配車					

区分	活 動 項 目	チエック	災 害 拡 大 期		応 急 復 旧 期	
			2・3時間後	12	36	48
災害対策本部の設置	災害対策本部の設置決定 ・ 災害対策本部の設置決定 ・ 災害対策本部の代替施設の確保					
	班体制の確立・調整 ・ 職員の掌握 ・ 班体制の確立 ・ 他班への応援要請及び調整					
広域応援体制の確立	連絡系統の確立 ・ 組織内・組織外の連絡系統の確立 ・ 外部機関との相互連絡方法の確認					
	災害対策本部会議の開催等 ・ 開催準備 ・ 本部連絡員会議					
広域応援体制の確立	広域応援体制の確立 ・ 自衛隊の派遣要請 ・ 府・他市町への協力依頼 ・ その他団体への協力依頼					
	災害救助法の適用申請 ・ 法適用申請					

区分	活動項目	チェック	災害拡大期		応急復旧期	
			2・3時間後	12	36	48
応急情報収集・伝達	応急情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・要避難等の応急初動活動のための情報収集 人命危険、要避難状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急パトロール ・自主防災組織等からの情報収集 ・航空機の緊急派遣要請 二次災害危険情報の収集伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・火災危険情報・危険物災害危険情報・河川決壊情報等の収集 		<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			
被害状況の収集・伝達	人的被害状況の収集・調査 <ul style="list-style-type: none"> ・死者、負傷者（重軽傷者）、り災者数等の収集・調査 物的被害状況の収集・調査 <ul style="list-style-type: none"> ・住家被害調査 ・その他被害調査 被害情報の収集・報告 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の一元集約 ・その他機関との連絡収集・調査 被害調査の応援要請等 <ul style="list-style-type: none"> ・建築士会等への応援要請 ・他県・他市町村への応援要請 通信連絡体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・通信連絡手段の確保 ・情報収集・伝達手段の明確化 ・無線通信網の整備 ・直接連絡 		<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			
通信運用	通信統制 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の一元化 ・優先順位の明確化 問い合わせ電話等への対応・情報整理 <ul style="list-style-type: none"> ・上申報告 ・横断連絡 		<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			

区分	活動項目	チェック	災害拡大期		応急復旧期	
			2・3時間後	12	36	48
広報体制	広報体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報内容 ・ 時期協議 ・ 役割分担の明確化 ・ 報道機関との協議 		_____	_____		
	広報手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な広報手段の検討 ・ 臨時広報誌の検討 ・ ヘリコプター等によるアナウンスの検討 		_____	_____		
市民広報	市民広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安否情報 ・ 道路交通情報 ・ 自家用車自粛の呼びかけ ・ 電話自粛の呼びかけ ・ 被災者への救援策他 		_____	_____		
	余震・二次災害の見通し広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 余震情報 ・ 二次災害情報他 		_____	_____		
報道機関対応	デマ・流言打ち消し広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 問い合わせ対応 ・ 放送機関との放送協定 		_____	_____		
	報道機関対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報窓口の一元化 ・ 情報収集・分析部門と広報部門の部屋の分離 		_____	_____		
報道機関対応	災害情報の記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 写真・ビデオ等の広報資料収集、要請 		_____	_____		
			_____	_____		

(3) 消火・救出・救助対応 - 消防活動 救出・救助活動 (6 / 12)

区分	活動項目	チェック	災害拡大期		応急復旧期	
			2・3時間後	12	36	48
消防活動	消防活動 ・火災状況の把握・指令 ・現場出場 ・水利確保 ・消火 ・延焼防止 ・人命救助 交通規制 ・交通規制のための関係機関との調整 協力要請 ・府・近隣市町村への応援要請					
救出・救助活動	状況の把握 ・救出・救助対象者の現場情報の把握 救出・救助体制の確立 ・関係機関との連携・調整 ・機械器具の確保・配置 救出救助活動 ・救出・救助 ・行方不明者の捜索					

(4) 避難対応 - 避難対策、避難所運営 (7 / 12)

区分	活動項目	チェック	災害拡大期		応急復旧期	
			2・3時間後	12	36	48
避難対策	要避難状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・建物等倒壊予想地域 ・延焼火災予想地域 ・危険物災害予想地域 ・水害危険 ・崖崩れ危険 					
	避難勧告・指示等の決定と伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者協議 ・内容決定 ・避難所決定 ・警戒区域決定 ・地域住民への伝達 ・避難誘導 					
	避難所開設の指示 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務要員派遣 ・管理者への開設指示 ・障害物除去 					
避難所運営	避難所の開設 <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の安全確認 ・備蓄品・通信手段の整備・確保 ・職員の配備 ・報道・広報・周知 					
	避難所運営 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の受入れ ・リスト作成 ・飲料水・食料・生活用品の請求・受取・配給 ・仮設トイレ ・被災者移送 					

(5) 医療・死傷者対応 - 救急医療救援活動 死傷者対応 (8 / 12)

区分	活動項目	チェック	災害拡大期		応急復旧期		
			2・3時間後	12	36	48	
救急医療救援活動	状況の把握 ・ 救急医療需要の把握 ・ 関連機関との情報交換 救急医療体制の確立 ・ 情報連絡体制の確立 ・ 搬送体制の確立 ・ 活動拠点の整備 ・ ボランティア等の活用 医療救援活動の実施 ・ 救急医療救援活動 ・ 負傷者等の搬送 ・ 避難所等の巡回診療 ・ 医薬品の確保						
死傷者対応	重傷者の移送 ・ 重傷者の被災地外への移送（ヘリポート等） 死亡者の確認 ・ 安置場所設置 ・ 検死・身元確認 ・ 腐敗防止 火葬 ・ 棺桶手配 ・ 後方移送 ・ 火葬						

区分	活動項目	チェック	災害拡大期		応急復旧期	
			2・3時間後	12	36	48
飲料水の供給	給水需要の把握 ・水道施設被害（地域）の把握 ・給水対象の把握 水道施設の応急復旧 ・復旧方針決定 ・応援協力要請 ・資材・人夫工の調達 飲料水の調達・輸送 ・水資源の確保 ・応急給水用水利の確保 ・給水人員・機材の確保 給水活動 ・運搬給水 ・共用栓設置 ・応援協力要請都受入体制 給水広報活動 ・給水タンク設置場所・時間等の情報提供					

(6) 物資供給体制 - 食料・飲料水の供給 (10 / 12)

区分	活動項目	チェック	災害拡大期		応急復旧期	
			23時間後	12	36	48
食料の供給	給食需要の把握 ・ 給食需要調査 ・ 情報の収集・集約					
	食料の調達・輸送 ・ 緊急食対応体制の確立 ・ 広域応援体制の確立 ・ 輸送ルート検討 ・ 輸送					
	食料の配布 ・ 食料の配布					
	食料供給広報活動 ・ 供給場所・時間等の情報提供					
生活必需品の供給	需要の把握 ・ 生活必需品需要調査 ・ 情報の収集・集約					
	生活必需品の調達・輸送・配分 ・ 必需品のリストアップ ・ 調達・輸送・配分 ・ 安定供給協力依頼					
	生活必需品供給広報活動 ・ 供給場所・時間等の情報提供					

(6) 物資供給体制 - 物資搬送及び道路交通網確保体制 (11 / 12)

区分	活動項目	チェック	災害拡大期		応急復旧期	
			2・3時間後	12	36	48
物資搬送	状況の把握 ・ 輸送手段被害状況の把握 ・ 道路被害状況の把握 ・ 輸送需要の把握 ・ 交通事項・渋滞発生情報の収集と把握 緊急輸送体制の確立 ・ 輸送人員の確保 ・ 輸送車両・燃料の確保 輸送路の確保、道路の啓開 ・ 輸送路の選定・確保 ・ 道路の啓開 緊急輸送の実施 ・ 輸送（人員・救援物資）の配分 ・ 救援物資の保管 ・ 物資配布方針の決定 体制の確立 ・ 警察との連絡体制の確立 ・ 広域圏における協力体制の確保					
交通管制	交通規制の実施 ・ 交通規制内容等の選定・協議 ・ 混乱防止策の実施 ・ 関係機関との連携 広報 ・ 報道機関により広報 ・ 主要地点での掲示 ・ 一般車両の自粛広報					

(7) その他対応 - 要援護者対応 二次災害防止対策 廃棄物処理対策 (12 / 12)

区分	活動項目	チェック	災害拡大期		応急復旧期	
			2・3時間後	12	36	48
要援護者対応	支援体制の確立 ・職員配備 ・情報収集 ・支援物品の確保・手配 救出・救助活動 ・救出・救助活動 ・地域支援活動 避難所への収容・対応等 ・避難所への収容 ・医療救護活動 ・被災地域外への搬送					
二次災害防止対策	情報収集・伝達 ・情報収集 ・関連機関との連携 ・危険箇所の広報 災害種類別の対応 ・火災予防 ・ガス事故 ・降雨・土砂災害 ・建物倒壊危険					
廃棄物処理対策	災害時体制の確立 ・施設の被害状況の把握 ・人員・車両等の確保 ・広報 収集・処理方法 ・収集優先地域・施設の選定 ・仮設トイレの設置等					

被 害 状 況 等 報 告 基 準

被害項目		報 告 基 準	
人 的 被 害	死 亡	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。	
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。	
	負 傷 者 (重傷者 軽傷者)	災害のため負傷し医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未滿で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。	
住 家 的 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。	
	全 壊 (全焼・ 全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。	
	半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未滿のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未滿のもの。	
	一 部 破 損	損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2・3枚割れた程度のもは除く。	
	床 上 浸 水	その住家の床上以上に浸水したもの、及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。	
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
非住家の被害		非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
そ の 他 被 害	田 畑	流 失 埋 没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文 教 施 設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道 路		「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。

被害項目		報 告 基 準
そ の	橋 梁	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河 川	「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	港 湾	「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
他 被 害	鉄 道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船 舶	「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の戸数をいう。
	電 気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水 道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガ ス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブ ロ ッ ク 塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	り 災 者	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	文 教 施 設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
そ の 他 の 公 共 施 設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（抜粋）

【 総 則 】

1. 目的

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という。）は、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。

2. 災害の被害認定基準と被害調査の運用

認定基準は、災害の現況を迅速かつ的確に把握し対応するための情報の目安という面と、各種被災者支援策の判断材料となる被害調査の基準としての面がある。

したがって、災害が発生した場合には、被害の状況をより迅速かつ的確に報告する必要があり、一方で、災害による被害の程度を正確に把握する必要があるなど、同じ認定基準に基づいた調査であっても、行政目的と時間の経過によって、被害状況の把握方法と内容は変わってくるものである。

例えば、災害発生時からの的確に災害対策を講じるためには、災害の規模、被害状況の全体像を一刻も早く把握することが最も重要である。したがって、この場合の認定基準は、速報性に重点を置いた報告の判断基準となる。

一方、災害に係る住家の被害調査は、この調査に基づいて発行される「り災証明」が被災者支援策の判断材料の一つとして用いられているが、これは災害の全体像でなく、個々の住家の被害程度に着目するものである。したがって、この場合の認定基準は、的確性に重点を置いた形で使用されることが求められる。

3. 適用範囲

本運用指針は、基本的には地震による被害に代表されるように部材等が外力により物理的に破壊される被害が発生する住家と、浸水被害に代表されるように外力による部材等への物理的な被害が生じていない、あるいは軽微であっても、吸水により機能劣化が生じるなどの被害が発生する住家を想定して作成したものである。また、その他の災害で住家に被害が発生した場合、本運用指針を活用することは差し支えない。

4. 調査方法

地震等の災害により被災した住家に対する被害調査（浸水による被害を除く。）は、第1次判定及び第2次判定のため、住家の外観から目視によって被害の程度を調査する外観目視調査を行う。

外観目視調査による判定結果に対し被災者等からの再調査の申請があった場合は、第3次判定のため、外観目視調査及び住家の内部に立ち入って目視により調査する内部立入調査を行う。

なお、第3次判定のための調査は申請者の立会いを必要とし、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

浸水による被害を受けた住家に対する被害調査は、第1次判定のため、外観目視調査を行い、第1次判定で浸水が床上まで達しているとされた住家等について、第2次判定のため、外観目視調査及び内部立入調査を同時に行う。

また、豪雨や台風等の場合、水流によって住家に外力が働き生じる被害と浸水による被害が混在することがある。この場合、双方の被害について部位別の損害割合を比較してその大きい方を取り、その損害割合の合計で判定することができる。

なお、第2次判定のための調査は、申請者の立会いを必要とし、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

被害調査は、本運用指針及び調査表等により行い、その結果に基づいて住家の被害の程度を判定する。

5. 判定方法

今回見直した住家の認定基準は、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合、又は被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の損害割合が一定割合以上に達したものを全壊又は半壊としている。

しかし、これを忠実に適用し住家の被害の程度（全壊・半壊等）を判定するには著しい労力と膨大な時間を要し、また、建築の専門的知識を要するものであることから、本運用指針においては、一般的な住家を想定し、各部位にかかる施工価格等を参考に設定した部位別構成比を採用することとし、被災した住家の部位ごとの損傷率を部位別構成比に乗じてそれぞれの損害割合を算出し、損害割合の合計によって住家の被害の程度（全壊又は半壊等）を判定する。

●地震等による被害（浸水による被害を除く。）

(1) 第1次判定

木造・プレハブ、非木造の別なく、外観からの目視調査を行い、一見して住家全部が倒壊している場合、住家の一部の階が全部倒壊している場合は全壊とする。全壊と判定されれば調査は終了する。

(2) 第2次判定

第1次判定で、全壊と判定されなかった住家について外観目視調査を次のとおり行う。

①木造・プレハブについては、外壁又は柱の傾斜が $1/20$ 以上は全壊とする。全壊と判定されれば調査は終了する。

外壁又は柱の傾斜が $1/60$ 以上 $1/20$ 未満は損害割合15%とし、柱（または耐力壁）、基礎を除く部位別損害割合を合算して算出する。このうえで、この合算して得た値と全体の部位別損害割合の合計値のうち、いずれか大きい数値により、全壊、半壊等を判定する。

②非木造については、外壁又は柱の傾斜が $1/30$ 以上は全壊とする。

全壊と判定されれば調査は終了する。

外壁又は柱の傾斜が $1/60$ 以上 $1/30$ 未満は損害割合 20% とし、柱（または耐力壁）を除く部位別損害割合を合算して算出する。このうえで、この合算して得た値と全体の部位別損害割合の合計値のうち、いずれか大きい数値により、全壊、半壊等を判定する。

③部位別損害割合の合計値が 50% 以上の場合は全壊とする。 20% 以上 50% 未満の場合は半壊とする。

(注1) 傾斜は原則として住家の1階部分の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとする。

(注2) 非木造のうち集合住宅等の大規模なもので、全体で調査、判断することが困難な場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない。

(3) 第3次判定

第2次判定までの結果に対し、被災者等から再調査の申請があった場合には、外観目視調査とともに内部立入調査を行い、第3次判定を行う。流れは(2)の①～③と同じであるが、内部立入調査を行うため、調査対象部位が床や天井など、内部から確認できる部分にも細かく区分されている。

●浸水による被害

(1) 第1次判定

木造・プレハブ、非木造の別なく、外観目視調査によって浸水が床上まで達していないものについては、原則として調査は終了する。

(2) 第2次判定

第1次判定で浸水が床上まで達しているとされた住家及び第1次判定で浸水が床上まで達していないとされた住家で、再調査の申請があった場合について、外観目視調査とともに内部立入調査により部位別損害割合を算定し判定を行う。

①木造・プレハブについては、部位別損害割合の合計値が 50% 以上の場合は全壊とする。 20% 以上 50% 未満の場合は半壊とする。

②非木造については、部位別損害割合の合計値が 20% 以上の場合は半壊とする。

③豪雨や台風等の場合で水流によって住家に外力が働き生じる被害と浸水による被害とが混在している場合には、地震等による被害の場合の第3次判定と同内容の調査による判定を行い、これにより全壊と判定されれば調査は終了し、全壊と判定されない場合には、浸水による被害について第2次判定を行い、部位別の損害割合を比較してその大きい方を取り、判定を行う。

6. 部位別構成比の取り扱いについて

本運用指針は、一般的な住家を想定し、各部位にかかる施工価格等を参考に設定した構成比を採用しているが、住家の部位別構成比は、その規模、階数、仕様により異なり、また、地域差も存することから、地域に応じた適切、適当と思われる部位別構成比を作成して使用することも必要なことと思われる。

7. 集合住宅の扱いについて

原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとする。

8. 応急危険度判定及び被災度区分判定との関係

応急危険度判定は、大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。すなわち、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも全壊又は半壊と認定されるとは限らない。

また、被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

したがって、応急危険度判定及び被災度区分判定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とした被害認定業務を行うための本運用指針とはその目的、判定基準を異にするものである。

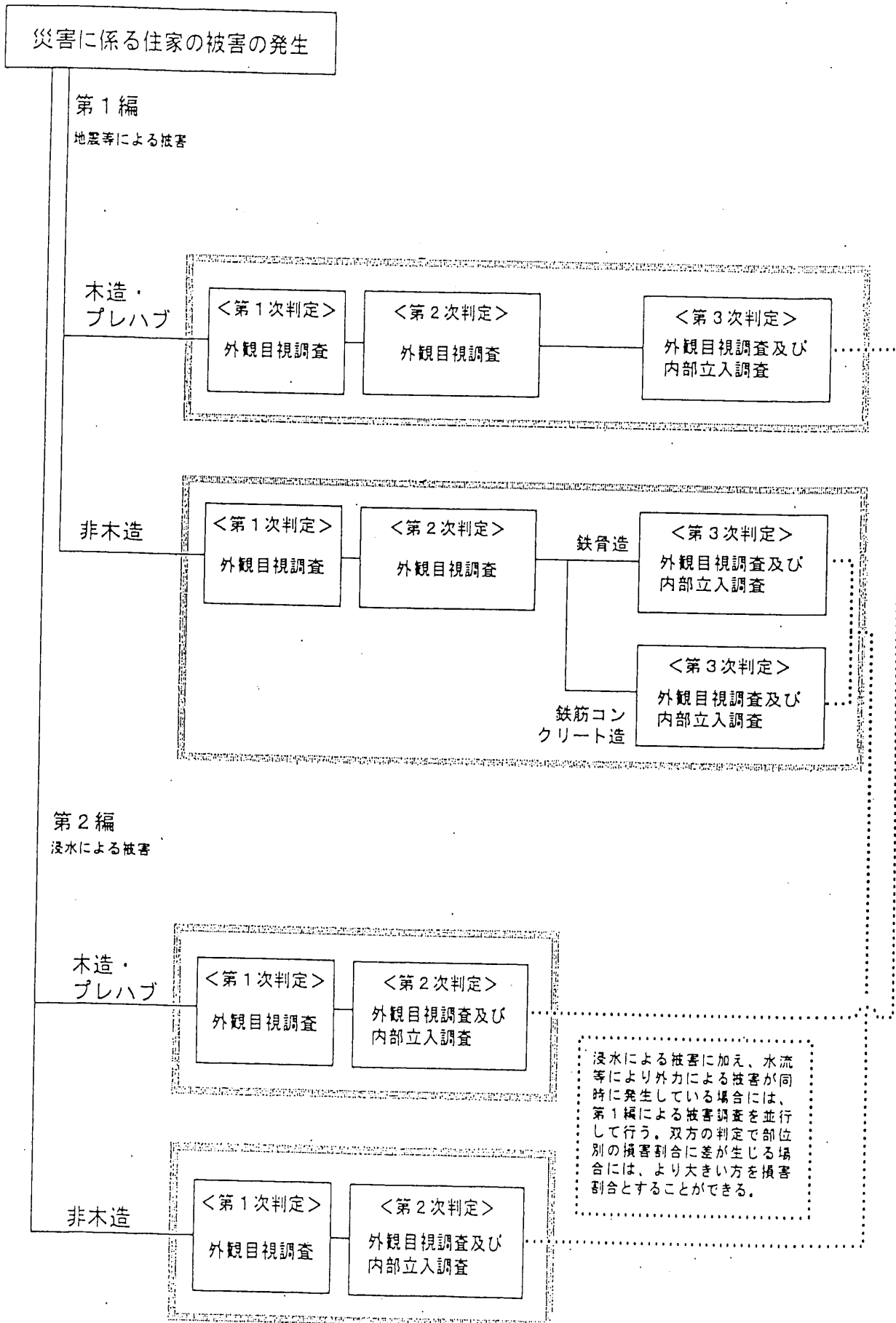
ただし、住家の被害を調査するにあたり、傾斜度など調査内容において共通する部分もあることから、本運用指針による調査に先立ちこれらが実施されている場合に、相違を踏まえた上でその内容を活用することも考えられる。

9. その他

国は見直した住家の認定基準及び運用指針について地方公共団体に対して助言を行うとともに、都道府県及び市町村は、市町村の職員が円滑に被害調査を実施することができるよう、住家の認定基準の内容、被害の調査方法及び判定方法などについて、十分な知識を得るための環境を整備することが必要であると考えられる。

また、大規模地震災害等により、単独の市町村で被害調査を速やかに実施することが困難な場合を想定すると、都道府県間あるいは近隣市町村間との相互協力や、応急危険度判定士、被災度区分判定士、地元の建築士会等との相互支援も重要であり、平時より応援、協調体制を整えておく必要もあると思われる。

(参考) 被害認定の流れ



<第1次判定> 外観目視調査

〔外観目視による判定〕

- 一見して住家全部が倒壊
- 一見して住家の一部の階が全部倒壊

<第2次判定> 外観目視調査

〔傾斜による判定〕

- 外壁または柱の傾斜
- 1/20以上
- 1/60以上1/20未満 (損害割合15%)

〔部位による判定〕

- 屋根
- 柱 (または耐力壁)
- 壁 (外壁)
- 基礎
- 部位別損害割合 計
- 50%以上 20%以上50%未満

柱 (または耐力壁) が外観から確認できない場合は、壁 (外壁) の損害率を柱 (または耐力壁) の損害率として採用することができる。

<第3次判定> 外観目視調査及び再調査の申請 内部立入調査

〔傾斜による判定〕

- 外壁または柱の傾斜
- 1/20以上
- 1/60以上1/20未満 (損害割合15%)

〔部位による判定〕

- 屋根
- 柱 (または耐力壁)
- 床 (階段を含む。)
- 外壁
- 内壁
- 天井
- 建具
- 設備
- 基礎
- 部位別損害割合 計
- 50%以上 20%以上50%未満

柱 (または耐力壁)、基礎のいずれかの損害率が75%以上のとき

全壊

半壊

傾斜、屋根、壁 (外壁) の損害割合の合計

50%以上 20%以上50%未満

傾斜、屋根、床 (階段を含む。)、外壁、内壁、天井、建具、設備の損害割合の合計

第1編 (地震等による被害) 非木造

<第1次判定> 外観目視調査

[外観目視による判定]

- 一見して住家全部が倒壊
- 一見して住家の一部の階が全部倒壊

<第2次判定> 外観目視調査

[傾斜による判定]

- 外壁または柱の傾斜
- 1/30以上
- 1/60以上1/30未満 (損害割合20%)

[部位による判定] 構造種別の区分をせず判定する。

柱で判定する場合 外壁で判定する場合

- 柱 (または外壁)
- 外壁

- 雑壁・仕上等

- 設備等 (外部階段を含む。)

- 部位別損害割合 計
- 50%以上 20%以上50%未満

柱で判定する場合

外壁で判定する場合

柱 (または耐力壁) または外壁、梁の損傷率が75%以上のとき

<第3次判定> 外観目視調査及び再調査の申請、内部立入調査

[傾斜による判定]

- 外壁または柱の傾斜
- 1/30以上
- 1/60以上1/30未満 (損害割合20%)

[部位による判定]

鉄骨造、鉄筋コンクリート造の2種類に区分した上で、構造種別で判定する。

- 柱 (または耐力壁)

- 床・梁

- 外部仕上・雑壁・屋根

- 内部仕上・天井

- 建具

- 設備等 (外部階段を含む。)

- 部位別損害割合 計
- 50%以上 20%以上50%未満

全壊

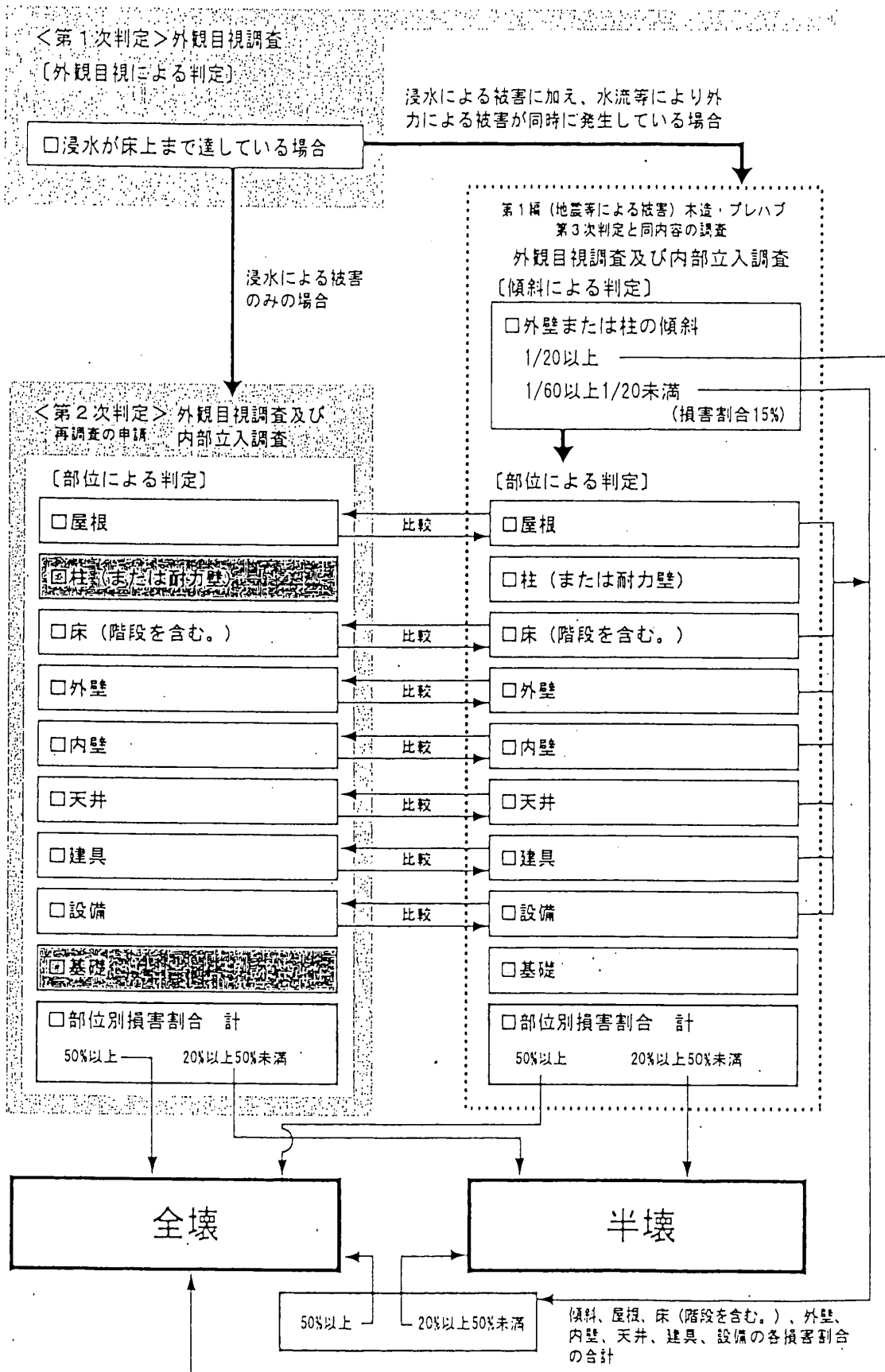
半壊

柱で判定する場合：傾斜、雑壁・仕上等、設備等 (外部階段を含む。) の損害割合の合計
外壁で判定する場合：傾斜、設備等 (外部階段を含む。) の損害割合の合計

50%以上 20%以上50%未満

傾斜、外部仕上・雑壁・屋根、内部仕上・天井、建具、設備等 (外部階段を含む。) の損害割合の合計

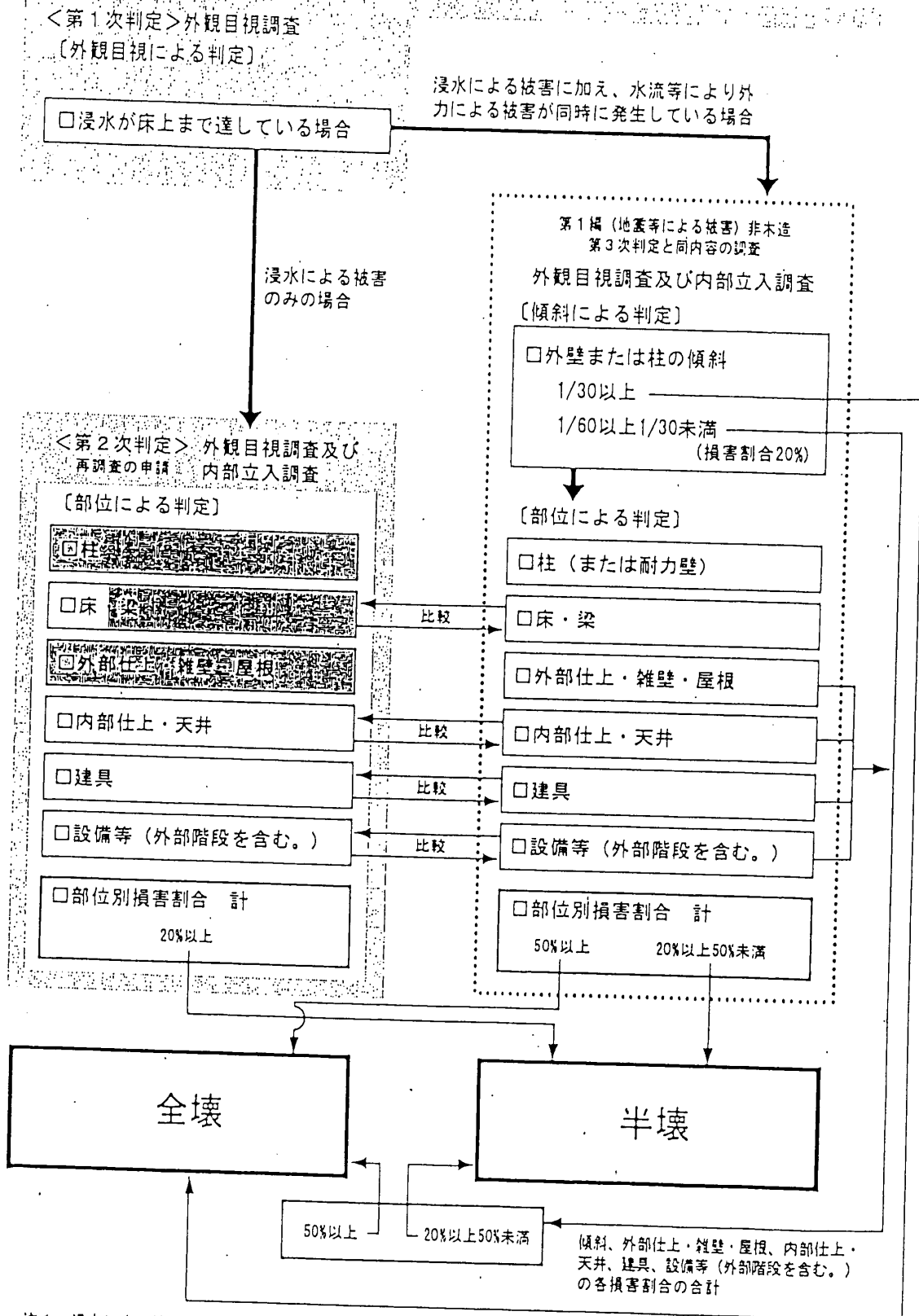
第2編（浸水による被害） 木造・プレハブ



注1：浸水による被害のみの場合、柱（または耐力壁）及び基礎は被害が生じる可能性が低いと考え、認定の対象部位から除外している。

注2：浸水による被害に加え、水流等により外力による被害が同時に発生している場合には、第1編（地震等による被害）第3次判定と同内容の調査による判定を行い、浸水による被害がある部位について第2編（浸水による被害）第2次判定を行う。ふたつの判定で部位別の損害割合に差が生じる場合には、より大きい方を損害割合とすることができる。

第2編 (浸水による被害) 非木造



- 注1：浸水による被害のみの場合、柱、梁、外部仕上・雑壁・屋根は被害が生じる可能性が低いと考え、認定の対象部位から除外している。
- 注2：浸水による被害に加え、水流等により外力による被害が同時に発生している場合には、第1編 (地震等による被害) 第3次判定と同内容の調査による判定を行い、浸水による被害がある部位について第2編 (浸水による被害) 第2次判定を行う。ふたつの判定で部位別の損害割合に差が生じる場合には、より大きい方を損害割合とすることができる。

住家被害調査表(木造・プレハブ)

整理番号

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

<1>

○一見して *該当する場合は□にチェックし調査終了。該当しない場合<2>へ進む。

- ・住家全部が倒壊(=全壊判定。)
- ・住家の一部の階が全部倒壊(=全壊判定。)

<2>

(1)傾斜 *測定結果を下表に記入し、該当するものの□にチェックする。

測定箇所							平均
水平距離(mm)							

・傾斜の状況(スケッチ等)

(チェック欄:()内は下げ振り1200mmの場合の例)

- ・1/20以上(60mm以上)=全壊判定。
- ・1/60以上1/20未満(20mm以上60mm未満)=損害割合15%とし、(2)へ進む。
- ・1/60未満(20mm未満)=傾斜判定は行わず、(2)へ進む。

(2)部位の損傷状況(傾斜が1/20未満の場合に行う。)

①屋根 (10%)

・損傷屋根面割合 …(ア)

・損傷程度(%) …(イ)

(↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。)

合計

・(ア)×(イ) …(ウ)

・よって、屋根全体の損害割合…(ウ)×0.1(構成比)= %…A

②柱 (又は耐力壁) (30%)

□柱の損傷で判定する場合

程度(エ)	柱の本数(本)(オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\sum オ(オの縦計)}$
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。
10%		
25%		
50%		
75%		
100%		
合計		…(カ)

※(カ)が75%以上である場合、全壊判定。

・よって、柱全体の損害割合…(カ)×0.3(構成比)= %…B1

<p>②柱 (又は耐力壁) (30%)</p>	<p><input type="checkbox"/> 耐力壁の損傷で判定する場合</p> <p>・損傷耐力壁面割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(キ)</p> <p>・損傷程度 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(ク) (↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。)</p> <p>・(キ)×(ク) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(ケ)</p> <p style="text-align: right;">※(ケ)が75%以上である場合、全壊判定。 <input type="checkbox"/></p> <p>・よって、耐力壁全体の損害割合…(ケ)×0.3(構成比) = <input style="width: 50px;" type="text"/> %…B2</p>
<p>③壁(外壁) (50%)</p>	<p>・損傷外壁面割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(コ)</p> <p>・損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(サ) (↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。)</p> <p>・(コ)×(サ) <input style="width: 100px;" type="text"/> 合 計 …(シ)</p> <p>・よって、壁(外壁)全体の損害割合…(シ)×0.5(構成比) = <input style="width: 50px;" type="text"/> %…C</p>
<p>④基礎 (10%)</p>	<p>・外周基礎長 <input style="width: 50px;" type="text"/> m …(ス)</p> <p>・損傷基礎長 <input style="width: 50px;" type="text"/> m …(セ)</p> <p>(セ)÷(ス)×100 = <input style="width: 50px;" type="text"/> %…(ソ)</p> <p style="text-align: right;">※(ソ)が75%以上である場合、全壊判定。 <input type="checkbox"/></p> <p>・よって、基礎全体の損害割合…(ソ)×0.1(構成比) = <input style="width: 50px;" type="text"/> %…D</p>
<p>⑤集計</p>	<p><input type="checkbox"/> 傾斜が1/60以上1/20未満のとき</p> <p>・傾斜(15%) + A + C = <input style="width: 50px;" type="text"/> %…E</p> <p>・A + (B1又はB2) + C + D = <input style="width: 50px;" type="text"/> %…F</p> <p>EとFを比較した結果、大きい数値は <input style="width: 50px;" type="text"/> % = 住家全体の損害割合</p> <p><input type="checkbox"/> 傾斜が1/60未満のとき</p> <p>A + (B1又はB2) + C + D = <input style="width: 50px;" type="text"/> % = 住家全体の損害割合</p>
<p>⑥特記事項</p>	

(注1) 計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。
(注2) 損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

住家被害調査表(非木造)

整理番号

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

<1>

○一見して *該当する場合は□にチェックし調査終了。該当しない場合<2>へ進む。

- ・住家全部が倒壊(=全壊判定。)
- ・住家の一部の階が全部倒壊(=全壊判定。)

<2>

(1) 傾斜 *測定結果を下表に記入し、該当するものの□にチェックする。

測定箇所							平均
水平距離(mm)							

・傾斜の状況(スケッチ等)

(チェック欄:()内は下げ振り1200mmの場合の例)

- ・1/30以上(40mm以上)=調査終了:全壊判定。
- ・1/60以上1/30未満(20mm以上40mm未満)=損害割合20%とし、(2)へ進む。
- ・1/60未満(20mm未満)=傾斜判定は行わず、(2)へ進む。

(2) 部位の損傷状況(傾斜が1/30未満の場合に行う。)

①-1. 柱 (60%) □柱の損傷で判定する場合

・損傷柱の状況

程度 (ア)	柱の本数(本) (イ)	$\frac{(ア) \times (イ)}{\sum (イの縦計)}$
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。
10%		
25%		
50%		
75%		
100%		
合計		…(ウ)

※(ウ)が75%以上である場合、全壊判定。

・よって、柱全体の損害割合…(ウ) × 0.6(構成比) = %…A1

①-2. 外壁 (90%) □外壁の損傷で判定する場合

・損傷外壁面割合 …(エ)

・損傷程度(%) …(オ)
(↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。)

合計

・(エ) × (オ) …(カ)

※(カ)が75%以上である場合、全壊判定。

・よって、外壁全体の損害割合…(カ) × 0.9(構成比) = %…A2

②雑壁・仕上等 (30%) * 柱で判定する 場合のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷雑壁仕上割合 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(キ) ・損傷程度(%) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(ク) (↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。) ・(キ)×(ク) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 合 計 …(ケ) ・よって雑壁・仕上面全体の損害割合…(ケ)×0.3(構成比) = <input type="text"/> %…B
③設備等 (+外部階段) (10%)	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の損傷を具体的に記入する。 ・よって、設備全体の損害割合… <input type="text"/> %…C
④-1集計 (柱で判定)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 傾斜が1/60以上1/30未満のとき <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜(20%) + B + C = <input type="text"/> %…D ・ A1 + B + C = <input type="text"/> %…E DとEを比較した結果、大きい数値は <input type="text"/> % = 住家全体の損害割合
④-2集計 (外壁で判定)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 傾斜が1/60未満のとき <ul style="list-style-type: none"> A1 + B + C = <input type="text"/> % = 住家全体の損害割合 <input type="checkbox"/> 傾斜が1/60以上1/30未満のとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜(20%) + C = <input type="text"/> %…F ・ A2 + C = <input type="text"/> %…G FとGを比較した結果、大きい数値は <input type="text"/> % = 住家全体の損害割合 <input type="checkbox"/> 傾斜が1/60未満のとき <ul style="list-style-type: none"> A2 + C = <input type="text"/> % = 住家全体の損害割合
⑤特記事項	

(注1) 計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。
 (注2) 損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

住家被害調査表(木造・プレハブ:浸水被害)

整理番号

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

<1>

○浸水

*いずれか該当するものの□にチェックする。

- ・浸水が床上まで達していない(=調査終了。)
- ・浸水が床上まで達している(=<2>へ進む。)
- ・浸水被害に加え、物理的な被害が生じている(=混合被害調査表へ進む。)

<2>

○部位の損傷状況

①屋根 (10%)	・損傷屋根面割合	<input type="text"/>	…(ア)
	・損傷程度(%)	<input type="text"/>	…(イ)
	(↑各々25または50のいずれかの数値を記入。)		
	・(ア)×(イ)	<input type="text"/>	合計 …(ウ)
	・よって、屋根全体の損害割合…(ウ)×0.1(構成比)=	<input type="text"/>	%…a
②床(+階段) (10%)	・損傷床(階段)割合	<input type="text"/>	…(エ)
	・損傷程度(%)	<input type="text"/>	…(オ)
	(↑各々25または50のいずれかの数値を記入。)		
	・(エ)×(オ)	<input type="text"/>	合計 …(カ)
	・よって、床(階段)全体の損害割合…(カ)×0.1(構成比)=	<input type="text"/>	%…c
③外壁 (15%)	・損傷外壁面割合	<input type="text"/>	…(キ)
	・損傷程度(%)	<input type="text"/>	…(ク)
	(↑各々50または100のいずれかの数値を記入。)		
	・(キ)×(ク)	<input type="text"/>	合計 …(ケ)
	・よって、外壁全体の損害割合…(ケ)×0.15(構成比)=	<input type="text"/>	%…d
④内壁 (15%)	・損傷内壁面割合	<input type="text"/>	…(コ)
	・損傷程度(%)	<input type="text"/>	…(サ)
	(↑各々30または100のいずれかの数値を記入。)		
	・(コ)×(サ)	<input type="text"/>	合計 …(シ)
	・よって、内壁全体の損害割合…(シ)×0.15(構成比)=	<input type="text"/>	%…e

⑤天井
(5%)

・損傷天井面割合 …(ス)

・損傷程度(%) …(セ)

(↑各々30または100のいずれかの数値を記入。)

・(ス)×(セ) 合計 …(ソ)

・よって、天井全体の損害割合…(ソ)×0.05(構成比)= %…f

⑥建具
(10%)

・損傷建具の状況

程度 (タ)	建具枚数(枚) (チ)	$\frac{(タ) \times (チ)}{\sum チ(チの縦計)}$
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。
15%		
100%		
合計		…(ツ)

・よって、建具全体の損害割合…(ツ)×0.1(構成比)= %…g

⑦設備
(5%)

・設備の損傷を具体的に記入する。

・よって、設備全体の損害割合… %…i

⑧集計

浸水被害のみの場合

$a+c+d+e+f+g+i=$ %=住家全体の損害割合

混合被害の場合(比較して大きい数値をとる)

比較表

屋根	A対a …	
柱(又は耐力壁)及び基礎	(B1又はB2)+H	
対傾斜	対(1) …	
床(+階段)	C対c …	
外壁	D対d …	
内壁	E対e …	
天井	F対f …	
建具	G対g …	
設備	I対i …	

%=住家全体の損害割合

⑩特記事項

(注1)計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。
(注2)損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

<3>

(1) 傾斜

*測定結果を下表に記入し、該当するものの□にチェックする。

測定箇所							平均
水平距離(mm)							

・傾斜の状況(スケッチ等)

(チェック欄:()内は下げ振り1200mmの場合の例)

・1/20以上(60mm以上) = 全壊判定。

・1/60以上1/20未満(20mm以上60mm未満) = 損害割合15%とし、(2)へ進む。

・1/60未満(20mm未満) = 傾斜判定は行わず、(2)へ進む。

(2) 部位の損傷状況(傾斜が1/20未満の場合に行う。)

① 屋根 (10%)

・損傷屋根面割合 …(ア)

・損傷程度(%) …(イ)

(↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。) 合計

・(ア)×(イ) …(ウ)

・よって、屋根全体の損害割合…(ウ)×0.1(構成比) = %…A

② 柱 (又は耐力壁) (20%)

□柱の損傷で判定する場合

程度(エ)	柱の本数(本)(オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\sum オ(オの縦計)}$
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。
10%		
25%		
50%		
75%		
100%		
合計		…(カ)

※(カ)が75%以上である場合、全壊判定。

・よって、柱全体の損害割合…(カ)×0.2(構成比) = %…B1

□耐力壁の損傷で判定する場合

・損傷耐力壁面割合 …(キ)

・損傷程度 …(ク)

(↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。) 合計

・(キ)×(ク) …(ケ)

※(ケ)が75%以上である場合、全壊判定。

・よって、耐力壁全体の損害割合…(ケ)×0.2(構成比) = %…B2

③床(+階段)
(10%)

・損傷床(階段)割合 …(コ)

・損傷程度(%) …(サ)

(↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。) 合計

・(コ)×(サ) …(シ)

・よって、床(階段)全体の損害割合…(シ)×0.1(構成比)= %…C

④外壁
(15%)

・損傷外壁面割合 …(ス)

・損傷程度(%) …(セ)

(↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。) 合計

・(ス)×(セ) …(ソ)

・よって、外壁全体の損害割合…(ソ)×0.15(構成比)= %…D

⑤内壁
(15%)

・損傷内壁面割合 …(タ)

・損傷程度(%) …(チ)

(↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。) 合計

・(タ)×(チ) …(ツ)

・よって、内壁全体の損害割合…(ツ)×0.15(構成比)= %…E

⑥天井
(5%)

・損傷天井面割合 …(テ)

・損傷程度(%) …(ト)

(↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。) 合計

・(テ)×(ト) …(ナ)

・よって、天井全体の損害割合…(ナ)×0.05(構成比)= %…F

⑦建具
(10%)

・損傷建具の状況

程度 (ニ)	建具枚数(枚) (ヌ)	$\frac{(ニ) \times (ヌ)}{\sum (ヌ)}$ (又の縦計)
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。
10%		
25%		
50%		
75%		
100%		
合計		…(ネ)

・よって、建具全体の損害割合…(ネ)×0.1(構成比)= %…G

⑧基礎
(10%)

・外周基礎長 m …(ノ)

・損傷基礎長 m …(ハ)

$(ハ) \div (ノ) \times 100 =$ %…(ヒ)

※(ヒ)が75%以上である場合、全壊判定。

・よって、基礎全体の損害割合…(ヒ)×0.1(構成比)= %…H

<p>⑨設備 (5%)</p>	<p>・設備の損傷を具体的に記入する。</p> <p>・よって、設備全体の損害割合… <input type="text"/> %…I</p>
<p>⑩特記事項</p>	

(注1) 計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。
(注2) 損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

住家被害調査表(非木造:浸水被害)

整理番号

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

<1>

○浸水

いずれか該当するものの□にチェック。

- ・浸水が床上まで達していない(=判定は行わない。)
- ・浸水が床上まで達している(=<2>へ進む。)
- ・浸水被害の他物理的な被害が生じている(=混合被害調査表へ進む。)

<2>

(2) 部位の損傷状況

①床 (10%)

・損傷床割合 …(ア)

・損傷程度(%) …(イ)

(↑各々25または50のいずれかの数値を記入。)

・(ア)×(イ) 合計 …(ウ)

・よって、床全体の損害割合…(ウ)×0.1(構成比)= %…b

②内部仕上・天井 (10%)

・損傷仕上等割合 …(エ)

・損傷程度(%) …(オ)

(↑各々30または100のいずれかの数値を記入。)

・(エ)×(オ) 合計 …(カ)

・よって、内部仕上等全体の損害割合…(カ)×0.1(構成比)= %…d

③建具 (10%)

・損傷建具の状況

程度(キ)	建具枚数(枚)(ク)	$\frac{(キ) \times (ク)}{\sum (クの縦計)}$
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。
15%		
100%		
合計		

・よって、建具全体の損害割合…(ケ)×0.1(構成比)= %…e

④設備等 (+外部階段) (10%)

・設備の損傷を具体的に記入する。

・よって、設備全体の損害割合… %…f

⑤集計

□浸水被害のみの場合

$b+d+e+f=$

%=住家全体の損害割合

□混合被害の場合(比較して大きい数値をとる)

比較表

柱(又は耐力壁)及び床・ 梁対傾斜	(A1又はA2)+(B対b) 対傾斜 ...	
外部仕上・雑壁・屋根	C ...	
内部仕上・天井	D対d ...	
建具	E対e ...	
設備等(外部階段含む。)	F対f ...	

%=住家全体の損害割合

⑥特記事項

(注1) 計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。
 (注2) 損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

住家被害調査表(非木造:混合被害)

整理番号

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

<構造種別> 鉄骨造 鉄筋コンクリート造

<3>

(1) 傾斜

*測定結果を下表に記入し、該当するものの□にチェックする。

測定箇所								平均
水平距離(mm)								

・傾斜の状況(スケッチ等)

(チェック欄:()内は下げ振り1200mmの場合の例)

- ・1/30以上(40mm以上) = 調査終了:全壊判定。
- ・1/60以上1/30未満(20mm以上40mm未満) = 損害割合20%とし、(2)へ進む。
- ・1/60未満(20mm未満) = 傾斜判定は行わず、(2)へ進む。

(2) 部位の損傷状況(傾斜が1/30未満の場合に行う。)

①柱
(又は耐力壁)
(50%)

柱の損傷で判定する場合

・損傷柱の状況

程度 (ア)	柱の本数(本) (イ)	$\frac{(ア) \times (イ)}{\sum (イの縦計)}$
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。
10%		
25%		
50%		
75%		
100%		
合計		…(ウ)

※(ウ)が75%以上である場合、全壊判定。

よって、柱全体の損害割合…(ウ) × 0.5(構成比) = %…A1

耐力壁の損傷で判定する場合

・損傷耐力壁面割合

								…(エ)
--	--	--	--	--	--	--	--	------

・損傷程度(%)

								…(オ)
--	--	--	--	--	--	--	--	------

(↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。)

(↑なお、鉄骨造の場合は10、25、50のいずれかの数値を記入。)

・(エ) × (オ)

								…(カ)
--	--	--	--	--	--	--	--	------

※鉄筋コンクリート造の場合のみ(カ)が75%以上であれば全壊判定。

よって、耐力壁全体の損害割合…(カ) × 0.5(構成比) = %…A2

②床・梁

(10%)

・損傷床・梁割合 …(キ)

・損傷程度(%) …(ク)

(↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。)

※梁の損傷率が75%以上であれば全壊判定。

・(キ)×(ク) 合 計 …(ケ)

・よって床・梁全体の損害割合…(ケ)×0.1(構成比)= %…B

③外部仕上・

雑壁・屋根

(10%)

・損傷仕上等割合 …(コ)

・損傷程度(%) …(サ)

(↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。)

・(コ)×(サ) 合 計 …(シ)

・よって、外部仕上等全体の損害割合…(シ)×0.1(構成比)= %…C

④内部仕上・

天井

(10%)

・損傷仕上等割合 …(ス)

・損傷程度(%) …(セ)

(↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。)

・(ス)×(セ) 合 計 …(ソ)

・よって、内部仕上等全体の損害割合…(ソ)×0.1(構成比)= %…D

⑤建具

(10%)

・損傷建具の状況

程度 (タ)	建具枚数(枚) (チ)	$\frac{(タ) \times (チ)}{\sum チ(チの縦計)}$
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。
10%		
25%		
50%		
75%		
100%		
合計		

…(ツ)

・よって、建具全体の損害割合…(ツ)×0.1(構成比)= %…E

⑥設備等

(+外部階段)

(10%)

・設備の損傷を具体的に記入する。

・よって、設備全体の損害割合… %…F

関係機関の通信窓口

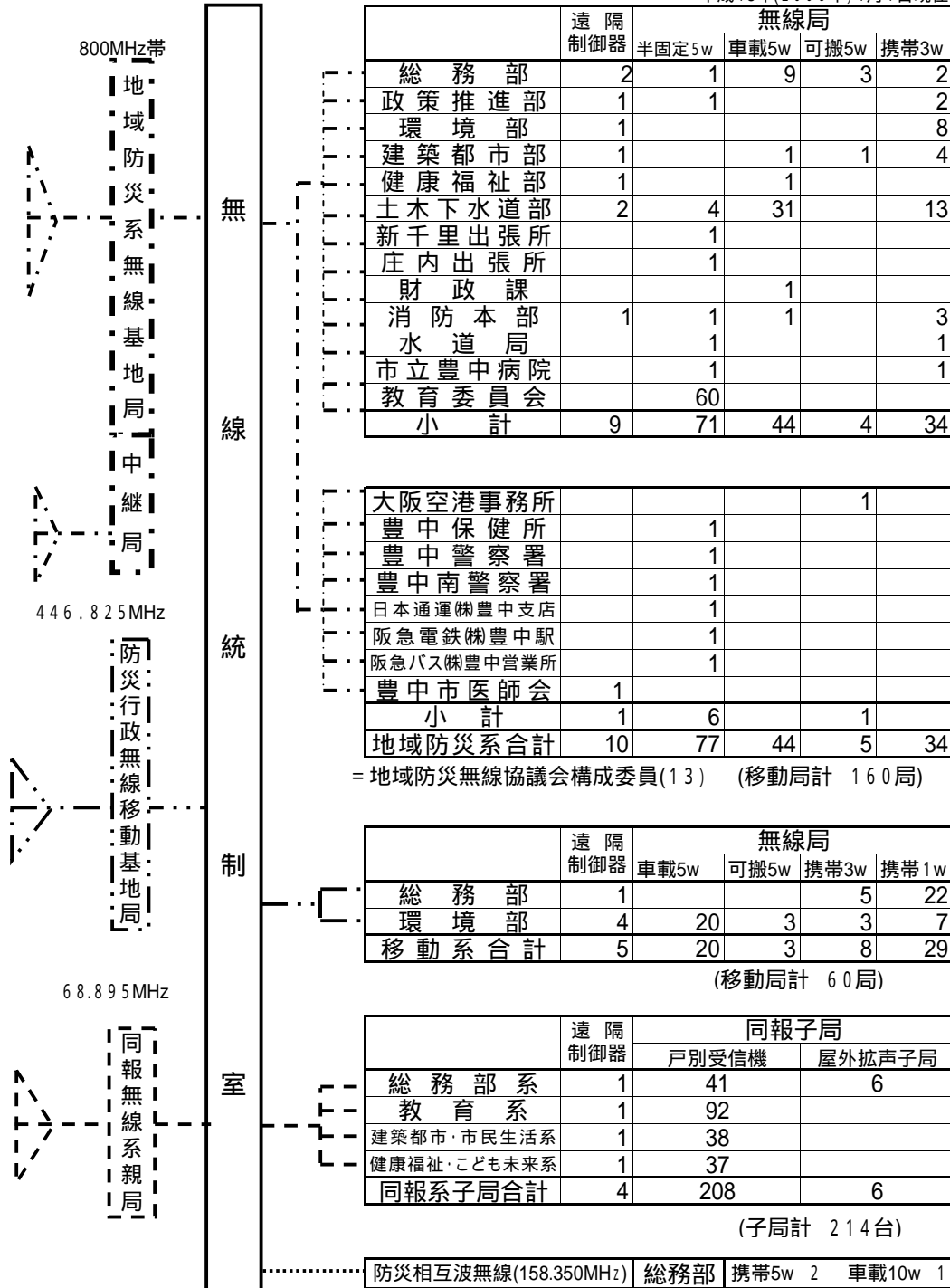
(平成18年4月現在)

機 関 名	窓 口	所 在 地	電 話 番 号
(国)			
猪名川河川事務所	調 査 課	池田市上池田 2-2-39	072(751)1986
大阪国道事務所	高 槻 維 持 出 張 所	高槻市京口町 12	072(671)598 1
大阪農政事務所	庶 務 課	茨木市宮島 1-3-1	072(633)1335 夜 072-737-1402
大阪国際空港事務所	空 港 保 安 防 災 課	豊中市蛍池西町 3-371	(6843)1241
大阪管区气象台	技 術 部 予 報 課	大阪市中央区大手前 4 - 1 - 7 6	(6949)6314 8-816-8930
陸上自衛隊第3師団 第36普通科連隊	第 3 科	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	072(782)0001 (夜)内 4004 8-824 - 0
(大阪府)			
総務部危機管理室		大阪市中央区大手前2 大阪府庁舎	8-200-4875 直通(6944)6021 8 - 200 - 4875
大阪府 池田土木事務所	豊能地域防災室	池田市城南 1-1-1	072(752)4111 8 - 301 - 217
大阪府 池田土木事務所	総務企画課	"	8 - 301 - 337 072(751)8321
大阪府 豊中保健所	企画調整課	豊中市中桜塚 4-11-1	(6849)1721
西大阪治水事務所	神崎川出張所	大阪市淀川区新高 5-18-25	(6393)0221 8 - 342 - 0
(大阪府警察)			
豊中警察署	警 備 課	豊中市南桜塚 3-4-11	(6849)1234 無線 1 1 0
豊中南警察署	警 備 課	豊中市庄内西町 5-1-10	(6334)1234 無線 1 1 1

(指定公共機関及び指定地方公共機関)			
西日本電信電話(株) 大阪支店	設備部災害対策担当	大阪市中央区島之内2-14-11	(6212)1645 夜113
西日本道路(株) 関西支社	吹田管理事務所 【名神高速】	茨木市大字小坪井 527-12	(6877)4857 【6876 - 9044】
西日本道路(株) 関西支社	神戸管理事務所 【中国自動車道】	西宮市山口町下山口1 45	078(904)2861
阪神高速道路(株) 大阪管理部	保全工事グループ 【指令台】	大阪市港区港晴 2-11-124	(6576)6111
豊中市医師会	災害医療救助隊本部	豊中市上野坂 2 - 6 - 1	(6848)1671 無線 199
大阪ガス(株) 北東部事業本部	保安指令センター	東大阪市稲葉 2 - 3 - 17	0729(66)5356 0120 - 519 - 424
関西電力(株) 三国営業所	庶務課	大阪市淀川区三国本町 2 - 13 - 31	(6384)1131 休日・夜間 (6384)1138
日本通運(株) 豊中支店	支店長	豊中市服部西町 5 - 18 - 1	(6862)1421 夜間(6862)1424
阪急電鉄(株) 豊中駅	駅長	豊中市本町 1 - 1 - 1	(6852)4153 無線175
阪急バス(株)本社	運輸部営業課	豊中市庄内西町 5 - 1 - 24	(6866)3172 夜間(6866)3145
北大阪急行電鉄(株)	鉄道部運輸課	豊中市寺内 2 - 4 - 1	(6865)0645 夜間(6871)0512
大阪高速鉄道(株)	運輸部運輸課	吹田市千里万博公園 1 - 8	(6875)3132 夜間(6875)3083
(その他)			
豊中・池田 ケーブルネット(株)		豊中市岡上の町 1 - 6 - 38	(6855)4435 夜間(6855)4470

豊中市防災関係無線構成図

平成18年(2006年)4月1日現在



<凡例>

- 地域防災系
- - - - 防災行政無線移動系
- 防災行政無線同報系無線
- 防災相互波無線

災害時広報車両一覧表

(平成18年4月1日現在)

車種	車両管理形態等	駐車場所	車両番号	キー保管場所	防災無線番号
1 ワンボックス車	土木下水道部総務課への長期貸出車両	第二庁舎 地下駐車場	400す 46-03	車両管理係	502
2 ワゴン車 (緊急車)	道路維持課への長期貸出車輛	第二庁舎 地下駐車場	88ち 12-08	車両管理係	505
3 ライトバン	財産管理運用	第二庁舎 地下駐車場	400さ 49-09	車両管理係	511
4 ワゴン車 (緊急車)	道路管理課への長期貸出車両	第二庁舎 地下駐車場	88た 88-09	車両管理係	504
5 乗用車 (緊急車)	財産管理運用	第二庁舎 地下駐車場	800さ 26-85	車両管理係	301
6 軽自動車	財産管理運用	第5駐車場	41よ 15-01	車両管理係	615
7 ワゴン車	危機管理室への長期貸出車両	第二庁舎 地下駐車場	72ぬ 47-37	危機管理室	201
8 ワゴン車	地域福祉課への長期貸出車両	第二庁舎 地下駐車場	79ほ 1-13	地域福祉課	402
9 軽自動車	道路管理課への長期貸出車両	第3駐車場	43ね 70-33	道路管理課	
10 軽自動車	道路管理課への長期貸出車両	第3駐車場	41も 36-67	道路管理課	
11 軽トラック	道路管理課への長期貸出車両	第3駐車場	43ね 99-97	道路管理課	

車両の運転は、庁舎管理課職員が対応する。

車種	車両管理形態等	駐車場所	車両番号	キー保管場所	防災無線番号
12 ワゴン車	北部環境センター運用	北部環境センター駐車場	502す 46-79	業務係	ぼ 1
13 2tダンプ	北部環境センター運用	北部環境センター駐車場	400つ 99-65	業務係	ぼ 14
14 2tダンプ	北部環境センター運用	北部環境センター駐車場	400つ 99-30	業務係	ぼ 15
15 2tダンプ	北部環境センター運用	北部環境センター駐車場	400つ 92-40	業務係	ぼ 16
16 2tダンプ	北部環境センター運用	北部環境センター駐車場	400つ 92-47	業務係	ぼ 17
17 2tダンプ	北部環境センター運用	北部環境センター駐車場	400つ 92-50	業務係	ぼ 18
18 2tダンプ	北部環境センター運用	北部環境センター駐車場	100す 60-40	業務係	ぼ 19
19 ワゴン車	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	71せ 88-94	車両係	51
20 2tダンプ	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	400つ 99-34	車両係	4
21 2tダンプ	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	400つ 99-55	中部環境センター	5
22 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	88せ 57-91	中部環境センター	
23 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	88せ 59-01	中部環境センター	
24 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	88せ 60-06	中部環境センター	

車種	車両管理形態等	駐車場所	車両番号	キー保管場所	防災無線番号
25 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 36-01	中部環境センター	
26 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	88せ 77-78	中部環境センター	
27 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	88は 29-75	中部環境センター	
28 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	88は 32-31	中部環境センター	
29 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	88は 34-12	中部環境センター	
30 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	88は 34-13	中部環境センター	
31 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	88は 36-56	中部環境センター	
32 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	88は 39-83	中部環境センター	
33 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 7-15	中部環境センター	
34 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 7-16	中部環境センター	
35 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 7-17	中部環境センター	
36 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 7-99	中部環境センター	
37 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 8-00	中部環境センター	

車 種	車両管理形態等	駐 車 場 所	車 両 番 号	キ ー 保 管 場 所	防災無線番号
38 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 10-77	中部環境センター	
39 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 10-78	中部環境センター	
40 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 94-60	中部環境センター	
41 2tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 94-62	中部環境センター	
42 ローター	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800す 22-46	中部環境センター	
43 コンテナ	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 7-92	中部環境センター	
44 コンテナ	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	88は 25-09	中部環境センター	
45 コンテナ	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	88は 25-10	中部環境センター	
46 4tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	88は 56	中部環境センター	
47 4tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 94-57	中部環境センター	
48 4tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800す 21-21	中部環境センター	
49 4tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 8-59	中部環境センター	
50 4tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 4-52	中部環境センター	

車種	車両管理形態等	駐車場所	車両番号	キー保管場所	防災無線番号
51 4tプレス	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 6-90	中部環境センター	
52 低床ダンプ	中部環境センター運用	中部環境センター駐車場	800さ 13-52	中部環境センター	
53 軽ダンプ	美化推進課	中部環境センター駐車場	41や 45-35	環境美化係	
54 軽ダンプ	美化推進課	中部環境センター駐車場	41む 13-48	環境美化係	
55 2tダンプ	美化推進課	中部環境センター駐車場	400た 54-00	環境美化係	
56 軽ダンプ	美化推進課	中部環境センター駐車場	43は 35-81	環境美化係	
57 軽ダンプ	美化推進課	中部環境センター駐車場	41や 47-56	環境美化係	
58 2tダンプ	美化推進課	中部環境センター駐車場	400た 54-01	環境美化係	
59 軽ダンプ	美化推進課	中部環境センター駐車場	41む 13-50	環境美化係	20
60 軽ダンプ	美化推進課	中部環境センター駐車場	43は 35-82	環境美化係	53
61 2tダンプ	美化推進課	中部環境センター駐車場	400た 54-02	環境美化係	
62 普通ボンネット	美化推進課	中部環境センター駐車場	100す 14-97	環境美化係	2
63 ダンプ	南部環境センター運用	南部環境センター駐車場	47の 34-91	事務所	10

車 種	車両管理形態等	駐 車 場 所	車 両 番 号 (台数)	キ ー 保 管 場 所	防災無線番号
64 ダンプ	南部環境センタ ー運用	南部環境センタ ー駐車場	400つ 92 - 48	事務所	11
65 ダンプ	南部環境センタ ー運用	南部環境センタ ー駐車場	400さ 99 - 64	事務所	12
66 ダンプ	南部環境センタ ー運用	南部環境センタ ー駐車場	41ね 18 - 09	事務所	13
67 ライトバン	南部環境センタ ー運用	南部環境センタ ー駐車場	501ひ 39 - 54	事務所	52
<p>その他の広報車両として、消防本部及び消防団で73台保有、 内当務体制で最大43台運用可能</p>					

災 害 時 の 広 報 文 例

[例文1] 地震発生直後の注意事項（震度5弱以上の場合）

1 - 1 地震発生直後から30分後位の場合

（注）項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛ける
とともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

こちらは、豊中市役所です。ただ今大きな地震がありました。
まず、火の元を消してください。ガスの元栓を閉めてください。
電気器具のスイッチも切ってください。風呂場に火の気はありませんか。
電気が途絶えた場合、証明には懐中電灯を使ってください。
照明のスイッチを繰り返し入れたり切ったりすると、漏れているガスに引火する場合があります。
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、豊中市役所です。

こちらは豊中市役所です。
皆さん、落ち着いてまわりを見てください。地震で一番怖いのは火事です。
消し忘れた火はありませんか。ガスの元栓は閉まっていますか。
お子さんは無事ですか。
ガラスの破片などでけがをしないよう、スリッパや靴を履かせてください。
慌てて外に飛び出さないでください。
もし、ガスの匂いがしたら、メーターの部分の元栓が閉まっているか確認してください。
そして全員家から外へ出てください。
屋外にいる人は、周りに何も無い所にとどまり、様子を見てください。
壊れた建物やビル、高圧線から離れてください。
ガラスや屋根瓦などの落下物に気をつけてください。
ブロック塀から離れてください。
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消してください。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、豊中市役所です。

こちらは豊中市役所です。
車のエンジンを切って、車を左側に寄せてください。
エンジンを切って、取りあえず様子を見てください。
道路の中央は、消防車や救急車が通れるように必ず空けておいてください。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、豊中市役所です。

繰り返し、お知らせします。……………

（3回繰り返しすることをもって、1セットとして使用すること）

[例文1] 地震発生直後の注意事項（震度5弱以上の場合）

1 - 2 地震発生30分後以降2時間以内の場合

- (注) 1. 情報の空白時間帯を作らないよう、30分～1時間おきに広報車、職員巡回などにより伝達すること。
2. 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛けるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

こちらは、豊中市役所です。先程の地震は「震度 〇」と発表されました。ガラスの破片などでけがをしないよう、スリッパや靴を履いてください。慌てて外に飛び出さないでください。自宅にいる人は、そのまま中にいてください。建物の周りは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。外に出る時は、玄関のドアにメモを張っておき、行き先が分かるようにしておいてください。壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦の落下に注意して、ブロック塀から離れて歩いてください。垂れ下がった電線には、絶対に触れないでください。以上、豊中市役所です。

こちらは豊中市役所です。落ち着いて周りを見てください。地震で一番怖いのは火事です。消し忘れた火はありませんか。電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないでください。地震で受話器が外れたままになってませんか。もう一度確かめてください。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。以上、豊中市役所です。

こちらは、豊中市役所です。先程の地震は「震度 〇」と発表されました。自宅にいる人はそのまま中にいてください。水道は使えますか。使えたら、水はできるだけ確保してください。風呂桶やポリタンク、ビンなどに水を溜めておいてください。トイレの水は流さないでください。タンクの中の水は、飲み水や料理のための水に使うことができます。近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家はありませんか。身の回りが落ち着いたら、声を掛けてあげてください。出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いします。以上、豊中市役所です。

こちらは、豊中市役所です。地域の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って、直ちに行動を開始してください。市民の皆様も、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。以上、豊中市役所です。

繰り返し、お知らせします。……………

(3回繰り返し、1セットとして使用すること)

[例文 1]
地震発生直後の注意事項（震度 5 弱以上の場合）

1 - 3 地震発生 2 時間 ~ 6 時間以内の場合

- （注） 1. 情報の空白時間帯を作らないよう、1 ~ 2 時間おきに広報車、職員巡回などにより伝達すること。
2. 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛けるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

こちらは、豊中市役所です。先程の地震は「震度 」と発表されました。
家族にけががないか確かめてください。
小さい子どもさんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
ガラスの破片などでけがをしないよう、スリッパや靴を履かせてください。
以上、豊中市役所です。

こちらは、豊中市役所です。先程の地震は「震度 」と発表されました。
余震がまだ続いています。余震に気をつけてください。
近所の人達を確かめてください。
もし助けを必要としていれば、手伝ってあげてください。
お年寄りだけの家や大人が留守の子どもさんだけの家庭はありませんか。
身の回りが落ち着いたら、声を掛けてあげてください。
まず、火の元を消すように。
ガスの元栓は閉めるようにしてあげてください。
電気器具のスイッチも切ってあげてください。
以上、豊中市役所です。

こちらは、豊中市役所です。豊中市付近の震度は「震度 」と発表されました。
あなたがしばらくの間、してはならないことは次のとおりです。

- 電話は使わない。
- 水は無駄にしない。
- 見物に出かけない。
- 必要もないのに表に出ない。
- ガス漏れのおそれがあるので、
 - ・照明スイッチを入れたり切ったりしない。
 - ・マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
 - ・タバコはしばらく、がまんしてください。

出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いします。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。

地域の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って、直ちに行動を開始してください。

市民の皆様も、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。
以上、豊中市役所です。

繰り返し、お知らせします。.....

（3回繰り返しすることをもって、1セットとして使用すること）

[例文 1]
地震発生直後の注意事項（震度 5 弱以上の場合）

1 - 4 地震発生 6 時間以降の場合

- （注） 1. 情報の空白時間帯を作らないよう、2 ～ 3 時間おきに広報車、職員巡回などにより伝達すること。
2. 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛けるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

こちらは、豊中市役所です。
これまでにわかった被害の状況をお知らせいたします。
亡くなられた方及び重傷の方は、 人です。
その内訳は、 地区で 人、 地区で人です。
半壊又は全壊した家屋は、 棟です。
その内訳は、 地区で 棟、 地区で棟です。
詳しい情報は、最寄りの小学校などの避難所で直接おたずねください。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いいたします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、豊中市役所です。

こちらは、豊中市役所です。
現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
しばらくの間、自分たちだけでやれるよう、地域の人たちとともに準備してください。
子どもさんやお年寄りの方、体の不自由な方がいたら、まず一声掛けて安心させることを心掛けてください。
復旧に何日もかかることが予想されます。
詳しい情報は、最寄りの小学校などの避難所で直接おたずねください。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いいたします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上、豊中市役所です。

こちらは豊中市役所です。
地域の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って、直ちに行動を開始してください。
市民の皆様も、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。
以上、豊中市役所です。

繰り返し、お知らせします。……………
（ 3 回繰り返しすることをもって、1 セットとして使用すること ）

[例文 3] 火災地区住民への避難命令の伝達

こちらは、豊中市役所です。
避難の用意をしてください。
地区の火災は、 の方向へ燃え広がっています。
(地区の火災は、 の方向へ燃え広がる危険があります。)
飛び火に注意してください。
お年寄りや子どもさんなど、安全な 小学校へ早めに避難させてください。
以上、豊中市役所です。
繰り返し、お知らせします。

こちらは豊中市役所です。
避難命令が出ました。
地区の火災は、 の方向へ燃え広がっています。
(地区の火災は、 の方向へ燃え広がる危険があります。)
地区の住民の方々は、直ちに へ(方面へ)避難してください。
・なお、現場に警察官や市の職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その
指示に従って、落ち着いて避難してください。
以上、豊中市役所です。
繰り返し、お知らせします。
(避難が完了するまで、繰り返すこと)

[例文 3] がけ崩れ危険地区住民への避難命令の伝達

こちらは豊中市役所です。
避難命令が出ました。
地区は、がけ崩れの危険があります。
市民の皆さんは、直ちに避難してください。
避難先は、 (小学校、中学校、共同利用施設など) です。
・なお、現場に警察官や市の職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その
指示に従って、落ち着いて避難してください。
以上、豊中市役所です。
繰り返し、お知らせします。
(避難が完了するまで、繰り返すこと)

[例文 4] 水災地区住民への避難命令の伝達

こちらは、豊中市役所です。
避難の用意をしてください。
現在、 町付近は、河川増水のため危険な状態となりつつあります。
お年寄りや子どもさんを安全な (小学校、中学校、協同利用施設など)へ早めに避難させてください。
また、その他の人もいつでも避難できるよう準備してください。
火の元を消してください。
避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。
繰り返し、お知らせします。……………
以上、豊中市役所です。

こちらは豊中市役所です。
避難命令が出ました。
地区一帯は、 川の 付近が決壊し、浸水しています。
(地区一帯は、 川の 付近が決壊し、浸水のおそれがあります。)
地区の住民の方々は、直ちに避難してください。
避難先は、 (小学校、中学校、共同利用施設など)です。
・なお、現場に警察官や市の職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って、落ち着いて避難してください。
繰り返し、お知らせします。……………
以上、豊中市役所です。
(避難が完了するまで、繰り返すこと)

[例文 5] 安否情報の伝達 (幼稚園・学校・事業所等)

こちらは、豊中市役所です。
これまでにわかった安否情報をお知らせします。
地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
私立の保育所、小・中学校及び幼稚園の児童・生徒及び職員については、現在、全員無事との報告が入っております。
なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校などで保護しております。
学校、 学校では、数人のケガ人が出ておりますが、いずれも軽傷で、生命に別状はありません。児童・生徒は、全員、各学校などで保護しております。
幼稚園、 小学校の園児・児童・生徒は、全員無事に へ避難しています。
小学校、 中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員元気で校庭()に待機しています。
株式会社 工場は、従業員全員の無事が確認されました。
食品は、大きな被害もなく、現在応急食料供給のための弁当製造に全力をあげてくれています。
ビルは、大きな被害もなく従業員・来訪者とも全員の無事が確認されました。
ビル自衛消防隊は、周辺地域において、自主的な応急復旧活動に協力していただいています。
以上、豊中市役所です。

繰り返し、お知らせします。……………
(3回繰り返すことをもって、1セットとして使用すること)

[例文 8] 避難所の開設状況

こちらは、豊中市役所です。
避難所の設置場所についてお知らせします。
豊中市では、被災された方々のために、小学校、小学校、中学校、・・・
・・・（近くの小学校や中学校など）に避難所を開設しました。
お困りの方は、直接避難所へおいでください。
なお、ケガをされた方々のために、に救護所を開設しております。
以上、豊中市役所です。

繰り返し、お知らせします。……………
（3回繰り返すことをもって、1セットとして使用すること）

[例文 9] 救護所の開設状況

こちらは、豊中市役所です。
救護所の設置場所についてお知らせします。
豊中市では、負傷された方々のために、臨時救護所を小学校、……………に開設
しました。
自分たちで応急処置できないケガの方は、救護所へ連れて行ってください。
以上、豊中市役所です。
繰り返し、お知らせします。……………
（3回繰り返すことをもって、1セットとして使用すること）

[例文 10] 応急給水の連絡

こちらは、豊中市役所です。
現在、市内全域（又は町、町一帯）は、地震のため断水しております。
豊中市では、小学校、……………で飲料水を配っておりますので、ご利用くださ
い。
以上、豊中市役所です。
繰り返し、お知らせします。……………
（3回繰り返すことをもって、1セットとして使用すること）

[例文 11] 水利用にあたっての市民への協力要請

こちらは豊中市役所です。
水の利用に関する皆さんへの協力を要請しています。
次のことを守るようぜひ協力してください。
飲み水は大切に使いましょう。無駄な水の利用はやめてください。
長い間、汲み置いた水は、必ず沸かしてから飲んでください。
蛇口から濁った水が出た場合は、バケツなどに汲み置き、うわ水を沸かして利
用してください。
底に溜まった濁り水や汲み替えた水は、掃除や選択などの生活用水に使用する
など水の有効利用に努めましょう。
以上、豊中市役所です。
繰り返し、お知らせします。……………
（3回繰り返すことをもって、1セットとして使用すること）

災害医療センター等一覧表

(平成18年4月現在)

(1) 災害拠点病院(基幹災害医療センター)

病 院 名	〒	所 在 地	電 話 番 号	ファクシミリ	総病床数	ICU病 床 数
1 大阪府立急性期・総合医療センター	558-0056	大阪市住吉区万代東3 - 1 - 56	06-6692-1201	06-6606-7000	7 7 8	1 0

(2) 災害拠点病院(地域災害医療センター)

病 院 名	〒	所 在 地	電 話 番 号	ファクシミリ	総病床数	ICU病 床 数
1 大阪市立総合医療センター	534-0021	大阪市都島区都島本通2 - 13 - 22	06-6929-1221	06-6929-2041	1 0 6 3	1 0
2 国立病院機構 大阪医療センター	540-0006	大阪市中央区法円坂2 - 1 - 14	06-6942-1331	06-6943-6467	6 9 8	8
3 大阪赤十字病院	543-8555	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5 - 30	06-6771-5111	06-6774-5131	1 0 8 0	9
4 大阪市立大学医学部附属病院	545-8586	大阪市阿倍野区旭町1 - 5 - 7	06-6645-2121	06-6632-7114	1 0 2 0	8
5 大阪大学医学部附属病院	565-0871	吹田市山田丘2 - 15	06-6879-5111	06-6879-5019	1 0 7 6	1 0
6 済生会千里病院	565-0862	吹田市津雲台1 - 1	06-6871-0121	06-6871-0148	3 4 3	8
7 三島救命救急センター	569-1124	高槻市南芥川町11 - 1	072-683-9911	072-683-6111	4 1	8
8 大阪医科大学附属病院	569-8686	高槻市大学町2 - 7	072-683-1221	072-682-3882	1 0 5 6	6
9 関西医科大学附属病院	570-8507	守口市文園町10 - 15	06-6992-1001	06-6992-4846	6 4 4	1 6
10 大阪府立中河内救命救急センター	578-0947	東大阪市西岩田3 - 4 - 13	06-6785-6166	06-6785-6165	3 0	8
11 東大阪市立総合病院	577-8588	東大阪市西岩田3 - 4 - 5	06-6781-5101	06-6781-2194	5 7 3	4
12 近畿大学医学部附属病院	589-0014	大阪狭山市大野東377 - 2	072-366-0221	072-366-0206	1 0 7 8	1 0
13 市立堺病院	590-0064	堺市南安井町1 - 1 - 1	072-221-1700	072-225-3303	4 9 3	3
14 市立泉佐野病院	598-8577	泉佐野市りんくう往来北2 - 23	0724-62-3111	0724-69-7929	3 5 8	5
15 府立泉州救命救急センター	598-0048	泉佐野市りんくう往来北2 - 24	0724-64-9911	0724-64-9941	3 0	8

2. 特定診療災害医療センター

病 院 名	〒	所 在 地	電 話 番 号	ファクシミリ	総病床数	ICU病 床 数
1 府立成人病センター	537-8511	大阪市東成区中道1-3-3	06-6972-1181	06-6981-3000	500	
2 府立精神病医療センター	573-0022	枚方市宮之阪3-16-21	072-847-3261	072-840-6206	592	
3 府立呼吸器・アレルギー医療センター	583-8588	羽曳野市はびきの3-7-1	0729-57-2121	0729-58-3291	640	
4 府立母子保健総合医療センター	594-1101	和泉市室堂町840	0725-56-1220	0725-56-5682	375	

3. 市町村災害医療センター（災害拠点病院等と重複指定の医療機関は省略）... 北摂地域を抜粋

病 院 名	〒	所 在 地	電 話 番 号	ファクシミリ	総病床数	ICU病 床 数
1 市立豊中病院	560-8565	豊中市柴原町4-14-1	06-6843-0101	06-6858-3531	613	
2 市立池田病院	563-8510	池田市城南3-1-18	072-751-2881	072-754-6374	364	
3 箕面市立病院	562-8562	箕面市萱野5-7-1	072-728-2001	072-728-8232	350	9
4 吹田市民病院	564-0082	吹田市片山町2-13-20	06-6387-3311	06-6380-5825	431	

4. 災害医療協力病院（二次救急医療機関）... 豊能二次医療圏を抜粋

病 院 名	〒	所 在 地	電 話 番 号	ファクシミリ	総病床数	ICU病 床 数
1 小西病院	561-0802	豊中市曽根東町2-9-14	06-6862-1701	06-6864-2220	24	
2 豊中ひかり病院	561-0859	豊中市服部豊町1-5-12	06-6865-1313	06-6865-5757	103	
3 さわ病院	561-8691	豊中市城山町1-9-1	06-6865-1211	06-6865-1261	505	
4 小曽根病院	561-0814	豊中市豊南町東2-6-4	06-6332-0135	06-6332-1644	564	
5 豊中渡辺病院	561-0858	豊中市服部西町3-1-8	06-6864-2301	06-6866-4101	105	3
6 大阪脳神経外科病院	561-0836	豊中市庄内宝町2-6-23	06-6333-0080	06-6332-8540	132	
7 上田病院	561-0833	豊中市庄内幸町4-28-12	06-6334-0831	06-6332-8022	94	
8 曽根病院	561-0802	豊中市曽根東町3-2-18	06-6862-9251	06-6866-6387	58	

病 院 名	〒	所 在 地	電 話 番 号	ファクシミリ	総病床数	ICU病 床 数
9 大和病院	564-0062	吹田市垂水町3 - 22 - 1	06-6380-1981	06-6380-2568	1 7 5	
10 甲聖会記念病院	564-0053	吹田市江の木町7 - 1	06-6380-0666	06-6380-0736	1 0 3	
11 ためなが温泉病院	562-0033	箕面市今宮4 - 5 - 24	072-729-7615	072-729-6100	3 2 0	
12 箕面神経サナトリウム	562-0004	箕面市牧落5 - 6 - 17	072-722-3966	072-721-5797	3 4 5	
13 榎坂病院	564-0063	吹田市江坂町4 - 32 - 1	06-6384-3365	06-6384-3446	3 6 0	
14 済生会吹田病院	564-0013	吹田市川園町1 - 2	06-6382-1521	06-6382-2494	5 0 0	6
15 国立循環器病センター	565-8565	吹田市藤白台5 - 7 - 1	06-6833-5012	06-6833-9865	6 4 0	1 6
16 協和会病院	564-0003	吹田市岸辺北1 - 24 - 1	06-6339-3455	06-6339-0787	3 1 0	

災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

(1 / 3)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人1日当り30,000円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする 2 限度額 1戸当たり2,385,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、質用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,385,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実績	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月~9月)冬期(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること (単位:円)					
		世帯区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊 全流	夏	17,300	22,200	32,700	39,100	49,600	7,200
			冬	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300
半壊 半流 床上浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400		
	冬	9,000	11,900	16,900	20,000	25,300	3,300		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所...社会保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 510,000円以内	災害発生の日から1カ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、一人当たり次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円	災害発生の日から（教科書）1カ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12才以上） 193,000円以内 小人（12才未満） 154,400円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をす る。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,300円以内 一時保存 ┌ 既存建物借上費 ├ 通常の実費 ├ 既存建物以外 └ 1体当たり 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金案	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健婦、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害時の葬祭業務の委託に関する覚書

災害発生時における葬祭業務に関し、豊中市（以下「甲」という。）と豊中市営葬儀取扱店組合（以下「乙」という。）とは次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、自然災害及び航空機・列車事故または甲がこれに準ずると認められたもの（以下「災害」という。）に起因する多数の死者が一時的・集中的に発生した場合において、社会の秩序維持と公共福祉の精神に基づき、甲及び乙があい協力し、その葬祭業務を円滑に遂行する等事態の処理について定めることを目的とする。

（委託する業務）

第2条 甲は、乙に対し次の葬祭業務を委託する。

- (1) 死体の安置場所の設営
- (2) 棺（付属品を含む。）の調達
- (3) 納棺または火葬に至るまでの業務
- (4) その他甲が指定する業務

（実施方法）

第3条 乙は、災害が、発生した場合において、甲から前条の葬祭業務の実施の指示を受けたとき、これを別に定めるところにより誠実に行うものとする。

（委託料）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の葬祭業務の実施に要する費用として別に定める算定方法により算出して委託料を支払うものとする。

ただし、当該災害の原因者が他に存在する場合は、その支払い方法及び額については別途甲・乙協議するものとする。

（損害賠償）

第5条 乙が実施する葬祭業務に従事する者が損害を受けたとき（次条に定める場合を除く。）は、甲は、豊中市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第41号）の例により、その損害を補償するものとする。

（対物補償並びに免責事項）

第6条 乙が第2条の葬祭業務を行うについて、これに使用する車両等の機材につき損害を受けたときは、甲は、その損害を補償する。ただし、次の各号に掲げる場合においてはこの限りでない。

- (1) 葬祭業務に従事する者の故意または重大な過失による場合。
- (2) 当該損害につき、乙または乙の葬祭業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合。
- (3) 当該損害が第3者によるものであって、かつ、当該第3者からその損害賠償を受けるこ

とができる場合。

(報告)

第7条 乙は、甲に対し甲から実施の指示を受けた葬祭業務の完了後速やかに別に定める事項につき報告書を提出するものとする。

(委託料の返還等)

第8条 甲は、乙がこの覚書または別に定めるところによる甲の指図に違反したと認めるときは、委託料の一部もしくは全部の返還を請求し、またはこの覚書を解除することができる。

(その他)

第9条 この覚書について疑義または、変更の必要を生じたときは、甲・乙協議のうえそのつど決定するものとする。

(この覚書の有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は、覚書交換の日から2年とする。ただし、有効期間満了1か月前までに甲・乙双方またはいずれか一方からこの覚書の変更または解除の意思表示のないときは、自動的に逐次1か年延長されるものとする。

この覚書交換を証する本書2通を作成し、署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和53年6月1日

甲 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市長 下村 輝 雄

乙 豊中市中桜塚2丁目12番2号
豊中市営葬儀取扱店組合
組合長 上村 登

(別紙)

葬祭業務に関する実施細目

豊中市(以下「甲」という。)と豊中市営葬儀取扱店組合(以下「乙」という。)との間で交換された昭和53年6月1日づけ覚書第2条の規定による業務の実施細目は、次のとおりとする。

第1条 覚書第2条第2号の付属品とは、次の物品をいう。

- (1) 棺用ふとん及び仏衣一式
- (2) 三段位牌
- (3) 経機
- (4) 三具足
- (5) 寝棺おおい
- (6) ローソク、線香セット
- (7) 骨つば(骨袋含む)
- (8) ドライアイス

2 前項各号に掲げる付属品の価格については、甲及び乙が別途協議する。

3 乙は、棺及び付属品の調達のため、あらかじめ次のとおり備蓄する。

- (1) 場所 乙所属の各店舗
- (2) 数量 各店舗ごとに組合規約に定める数量。ただし、その総数は200組とする。

4 災害発生時における乙の活動可能人員及び車両台数は、おおむね次のとおりとする。

人員	42名
車両	30台
内訳	霊きゆう車(宮型) 3台
	ライトバン(寝台車) 11台
	トラック(最大積載量1.5トン積) 16台

第2条 覚書第2条の指示等の連絡先は次のとおりとする。

- (甲) 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市保健衛生部衛生課
電話(848)1121 内線335
- (乙) 豊中市中桜塚2丁目12番2号 株加納
豊中市営葬儀取扱店組合事務局
電話(853)6171

2 甲の指示を受けて出動した乙の葬祭に従事する者は、現場における甲の職員の指示に応じ、専門的葬祭業務従事者としての知識及び経験により、その責任において誠実に業務を処理する。

第3条 委託料の算定方法は第1条の規定による各付属品の価格に実使用数を乗じて算出するものとする。

第4条 乙は、甲から実施の指図をうけた葬祭業務を完了したときに、甲に完了の連絡を行うとともに、次の様式により報告するものとする。

葬 祭 業 務 完 了 報 告 書

実施責任者名 ()

実施 年月日	火葬 年月日	死亡者		施主		使用物品及び車両			備考
		氏名	年齢	死亡者 との関係	氏名	品目	数量	金額 (円)	

- 注 1 活動人員数は、備考に記入する。
- 2 使用物品及び車両については金額のみを一括して掲げてよいが、その場合は、明細書を添付すること。
- 3 施主とは遺族等近親者をいう。ただし、遺族等近親者不明のときは、市長とする。

災害時における相互協力に関する協定書

豊中市（以下「甲」という。）と豊中市内郵便局（以下「乙」という。）は、豊中市内に発生した地震その他による災害が発生したときにおいて、円滑な救援活動を遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、豊中市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い並びに援護活動
- (2) 所管施設及び用地の相互提供
- (3) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- (4) 被災住民等に必要な情報の提供
- (5) 避難場所等への臨時郵便差出箱等の設置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、相互に協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めるものとする。ただし、協力の範囲は甲及び乙のそれぞれの業務に支障をきたさない範囲とする。

（費用の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対しては、協力した者が特別に要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加協力）

第5条 甲は、必要がある場合は乙に対し、豊中市災害対策本部へ情報連絡員として職員の参加を要請することができるものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策につ

いて協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲又は豊中市内の各地域が行う防災訓練等に必要に応じて参加することができるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては豊中郵便局総務担当課長及び豊中南郵便局総務担当課長とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定する。

この協定を証するため、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成12年4月1日

(甲) 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊 中 市 長 一 色 貞 輝

(乙) 豊中市内郵便局代表者

豊中市岡上の町4丁目1番15号

豊 中 郵 便 局 長 劔 持 孝 夫

豊中市穂積2丁目2番8号

豊中南郵便局長 高 下 勝 連